

(案)

流山市健康都市プログラム
(平成27年度～平成31年度)



平成27年3月

流山市

健康都市宣言

私たちは、WHO（世界保健機関）憲章の精神を尊重して、市民一人ひとりが健康で楽しく、いきいきと暮らすことができることを願い、ここに「健康都市」を宣言します。

- 一 豊かな自然環境は、私たちの健康に大きなかかわりをもっています。これを大切にし、共生できる健康なまち流山をめざします。
- 一 一人ひとりが健康の維持・回復・増進に向けた意識をもち、健康で規則正しい生活のおくれる健康なまち流山をめざします。
- 一 多様な分野が連携して、市民参加のもと、地域の中でともに支えあい、人と環境にやさしい健康なまち流山をめざします。

平成19年1月1日

流山市



健康都市宣言（流山市市制施行40周年記念式典）

趣 旨 書

「健康」は言うまでもなく、私たち市民共通の願いです。

社会が発展し、豊かで便利な生活がおくれるようになる一方、穏やかに健康な生活をおくることには、いくつかの課題も生まれています。

地球温暖化防止などの環境問題、運動不足やストレスの増大、食生活の変化による栄養の偏り、人々のふれあいの減少からくる社会生活への不安などがあげられます。

流山市では、つくばエクスプレスの開通により、今後ますますの発展が期待される中、緑豊かな自然環境の保全創出、スポーツ・文化活動の推進、高齢者や障害者の社会参加の促進、栄養改善や病気の予防、市民との協働による自主防災・防犯活動の充実、市民交流によるコミュニティの増進等の各分野において様々な事業に取り組んでいます。

WHO（世界保健機関）が定めた「世界保健機関憲章」では、その前文において、健康とは、「単に疾病や虚弱がないことではなく、身体的、精神的、社会的に完全に満足のいく状態を指し、健康は人間の基本的権利であり、到達可能な限りの高度な健康水準を達成することは、全ての人間の基本的権利のひとつである」としています。

同様に、WHOが進めている「健康都市プログラム」の中では、健康を個人の責任としてのみ捉えるのではなく、都市そのものを健康にすることを提唱しています。

私たちは、WHOの精神を尊重するとともに、これまでに宣言してきた「市民憲章」と「平和都市宣言」の精神を継承し、市民の健康の維持、回復及び増進はもちろんのこと、福祉や環境、教育や文化、都市基盤の整備、産業振興等、さまざまな分野が連携して「健康都市」をつくりあげることがをめざし、市制40周年を契機として、ここに健康都市を宣言するものです。

目 次

第1章 健康都市について

I 健康都市

- (1) 健康都市とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) WHOが提唱する「健康都市」と「健康都市連合」・・・・・・・・ 2
- (3) 健康都市運動の歩み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (4) 流山市における健康都市の歩み・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- コラム グリーンバス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

II 健康都市としての流山市の特徴

- (1) 流山市の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (2) WHO健康の社会的決定要因・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (3) 流山市の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- コラム 食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第2章 流山市健康都市プログラムの体系

- (1) 流山市健康都市プログラムの基本理念・・・・・・・・・・ 20
- (2) 流山市健康都市プログラムの見直しの方針・・・・・・・・ 21
- (3) 流山市健康都市プログラムの位置付け・・・・・・・・・・ 22
- (4) 流山市健康都市プログラムの計画期間・・・・・・・・・・ 23
- コラム 流山ロードレース大会・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

第3章 流山市の健康都市施策

I 健康都市施策の柱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

II 健康都市施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

III 重点推進プラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

IV リーディング事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

- (1) 心と体を健やかに育むまちづくり
 - (仮称) 歩く健康づくり推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- (2) 緑の回復・保全と安心・安全のまちづくり
 - グリーンチェーン推進・緑化啓発事業・・・・・・・・・・ 34

まちなか森プロジェクト	36
(3) 子育て環境の充実・長寿社会対応のまちづくり	
送迎保育ステーション事業	38
高齢者ふれあいの家支援事業	40
(4) 地域の豊かな文化とスポーツを楽しめるまちづくり	
スポーツフィールド整備事業・体育館建替え事業	42
みんなのスポーツ活動推進事業・健康・体力づくり活動事業	44
(5) 安全で健やかな食生活を楽しめるまちづくり	
健康管理増進事業	46
このまちごはんプロジェクト	48
V 重点施策	50
(1) 心と体を健やかに育むまちづくり	51
(2) 緑の回復・保全と安心・安全のまちづくり	53
(3) 子育て環境の充実・長寿社会対応のまちづくり	55
(4) 地域の豊かな文化とスポーツを楽しめるまちづくり	57
(5) 安全で健やかな食生活を楽しめるまちづくり	59
VI ネットワーク推進プラン	61
コラム 流山市健康づくり推進員	62

第4章 健康都市施策の展開

健康都市施策の展開	63
(1) 心と体を健やかに育むまちづくり	
(保健分野)	63
(医療分野)	65
(2) 緑の回復・保全と安心・安全のまちづくり	
(環境分野)	67
(都市基盤分野)	70
(安心・安全分野)	72
(3) 子育て環境の充実・長寿社会対応のまちづくり	
(福祉分野)	75
(教育分野)	81
(4) 地域の豊かな文化とスポーツを楽しめるまちづくり	
(地域社会分野)	85
(文化・スポーツ分野)	87

(5) 安全で健やかな食生活を楽しめるまちづくり	
(食育分野)	89
(地産地消分野)	90
コラム 歯と口腔を健康に	92

第5章 資料

(1) 流山市健康都市プログラム策定過程	93
(2) 流山市福祉施策審議会委員	94
(3) 流山市福祉施策審議会答申書	95
(4) 健康都市連合憲章	96
(5) 健康都市連合	102
(6) 健康都市連合日本支部	103

第1章

健康都市について

I 健康都市

II 健康都市としての流山市の特徴

第1章 I - (1) 健康都市とは

「健康都市 (Healthy City)」の取組みは「社会的、経済的、物的な環境が、都市に住む人々の健康の重要な要素である」という考え方に基づいています。20 世紀後半以降、世界各国で都市化が急速に進むなか、都市の健康問題は日々複雑になりつつあります。都市化は、都市の住民の生活様式や生活環境に様々な変化をもたらしました。この変化としては、たとえば、人口の増加、大気汚染、水質悪化、住宅の密集、交通渋滞、ごみ処理の問題などが挙げられます。

このような背景のもと、「健康都市」という考え方は、1980 年代にヨーロッパを中心に始まりました。

社会と環境のさまざまな変化は、相互に関連し、都市住民の健康に影響を与えています。健康都市の取組みを呼びかけるなかで、WHO (世界保健機関) は、健康に関する問題や懸念を、公共政策のすべての側面に盛り込むよう、各都市に奨励しています。

従来までのように保健分野や医療分野だけで個人ごとの健康増進を図ること、また都市に住む人々が健康な生活を送るためには、保健や医療に関する問題だけを捉えるという考え方とは異なります。

つまり、健康都市の考え方は、急速な都市化により生活環境が日々変化するなかで、市民の健康水準を高めるためには保健・医療分野や公衆衛生とは直接関係がないと考えられてきた地域社会、公害などの環境問題、学校、雇用、まちづくりなど都市で起こる様々な分野に「健康」という視点に入れて事業を進めることがあります。「健康」を個人の責任として捉えるのではなく、「都市そのものを健康にする」という考え方です。都市に関わる広範な問題に対して健康という視点を入れて取組みを進め、そこに住む人々の健康で豊かな暮らしづくりを推進していこうということが正に健康都市の考え方です。

近年、自治体などでも保健分野や医療分野など個別の政策分野だけで健康のための施策を展開するだけでなく、自治体が推進するすべての政策分野において健康に意識、考慮した政策を形成し、推進していくべきであるとする「ヘルス・イン・オール・ポリシーズ (すべての政策で健康を)」という考え方が広がっているのもその表れといえます。

第1章 I – (2) WHO が提唱する「健康都市」と「健康都市連合」

現在、世界的に、都市に住む人々の健問題になっています。

生活水準が上がる一方で、居住環境、食糧、雇用、ライフスタイル、環境問題など都市生活の様々な面で課題が生まれています。

健康についてはこれまでは保健・医療の分野での対応だけに関心がいましたが、都市に生活する人々の身体的、精神的、社会的健康水準を向上させるためには都市の様々な条件環境を整備することが必要となってきました。

このような世界の都市の置かれた状況をふまえ、従来ならば保健・医療の分野とは無縁であったかもしれない活動領域の人々に対しても健康の問題について深く関わりを持ってもらい、都市住民の健康を確保するための仕組みを構築することを目的に、WHO は「健康都市プログラム」を提唱しています。

WHO は、健康を個人の責任としてのみとらえるのではなく、「都市そのものを健康にすること」を提唱しています。その考え方に基づき、それぞれの都市の実情や抱えている課題を踏まえた健康都市のビジョン、将来構想を持ち、それに向かって努力している都市を「健康都市」としています。

このような考え方のもとで、日本も所属する WHO 西太平洋地域事務局 WPRO（本部：フィリピンのマニラ）の提案のもと、健康都市のアプローチ、ネットワークにより、それぞれの都市の居住者の健康を守り、また生活の質の向上のために取組みを進める複数の都市のネットワーク組織として、平成 15 年 10 月に「健康都市連合」が設立されました。

「健康都市連合」は人々の相互交流、情報の交換、ネットワークとしてのつながりを広げ、他の都市の経験、知識や技術などを知り、国際的な協働を通して相互にその目的の達成を目指しています。

「健康都市連合」については、第5章（5）健康都市連合をご参照ください。



健康都市連合のシンボルマーク

第1章 I - (3) 健康都市運動の歩み

(1) WHO の取組み

第二次世界大戦後、1945年（昭和20年）のサンフランシスコ会議で、国際的な保健機関の設立が承認されました。翌1946年（昭和21年）に採択された『健康大憲章（Magna Carta of the WHO）』では、健康とは、「身体的、精神的、社会的に良好な状態であり、単に疾病や虚弱の存在しないことではない」と定義され、このような健康状態を享受することは全ての人の基本的人権である、とされています。

しかし、当初 WHO の活動は開発途上国での疾病予防や食糧援助、衛生状態の改善など、身体的な健康に関する活動が中心でした。その流れが大きく変わったのは、1986年（昭和61年）に『オタワ憲章』が採択されたことによります。『オタワ憲章』では、健康を実現するためには個人の生活習慣の改善だけでは不十分であり、健康に影響している環境全体での取組みが必要であるという考え方が提唱されました。

このような考え方を受けて始まったのが、都市の環境全体を健康なものにしていこうという「健康都市運動」です。ヨーロッパでは1987年（昭和62年）から30の都市が参加する健康都市プロジェクトがスタートしました。運動は短期間に世界中に広まり、現在ではアジア、アフリカ、南北アメリカや太平洋の島々で、それぞれの地域特性に応じたさまざまな形の健康都市運動が展開されています。

(2) 日本での取組み

2003年（平成15年）10月、フィリピンのマニラで WHO 西太平洋地域健康都市会議が開催され、西太平洋地域の都市で構成される健康都市連合の設立が承認されました。健康都市連合は、参加都市同士が協力して健康都市運動を推進することで、その成果を最大限活用することを目的としたネットワークです。当時この会議には、日本から千葉県市川市、沖縄県平良市（現宮古島市）、愛知県尾張旭市、静岡県袋井市を含む4つの都市が参加しており、健康都市連合の設立メンバーとなっています。日本からは34の都市（平成26年10月末現在）が健康都市連合に加盟しています。

平成17年4月には、健康都市連合の設立に加わった4都市の呼びかけで健康都市連合日本支部が設立され、全国から41の都市（平成26年10月末現在）が参加しています。流山市も平成19年4月に日本支部への加盟を果たしました。加盟都市はそれぞれの都市事情に合わせて健康についてのさまざまな取組みを行うとともに、毎年1回開催される健康都市連合日本支部総会・大会などの機会を通じて交流を図り、健康都市運動を推進しています。

第1章 I - (4) 流山市における健康都市の歩み

流山市は総合計画（平成12年度～平成31年度）の中で、「健康で明るい暮らしづくり」を施策として取り上げました。さらに、下期5か年計画ではこれを重点施策に位置づけるとともに、重点プロジェクトの一つに「健康・いきいきまちづくり」を掲げ、市民の健康増進を推進するまちづくりを行う努力を続けています。

これらの施策をさらに推進するために、流山市は、WHOが提唱する健康都市運動への参加を表明し、平成19年1月には市制施行40周年の記念式典において『健康都市宣言』を行い、全市一丸となって健康都市を目指すという決意を表明しました。同年4月には健康都市連合日本支部に加盟するとともに、本プログラムの策定を開始しました。さらに平成20年3月には、WHO西太平洋地域健康都市連合への正式加盟が承認されました。

第10回健康都市連合日本支部総会・大会は、平成26年7月29日、30日に我孫子市けやきプラザ（千葉県我孫子市）において開催されました。北は北海道網走市、南は沖縄県宮古島市を含む日本支部加盟41自治体及び3協力会員団体が出席した総会における議決により、流山市は平成26年度健康都市連合日本支部の支部長として選任されることが全会一致で承認されました。

日本支部長としての活動は幅広く、国内においては日本支部加盟都市への情報提供や広報をはじめ、市民活動支援・新規加盟都市促進事業などの活動があります。またその活動は国内に留まらず、健康都市連合日本支部設立10周年の節目となる平成26年度には日本支部の先進的な取組み発表を含め、これまで日本支部が歩んだ歴史、その成果を国外にアピール・発信するべく、平成26年10月に香港で開催された健康都市連合国際大会に日本支部長として参加し、日本支部結成10周年を振り返る発表を世界に向けて行いました。

【流山市における健康都市の歩み】

平成12年度～平成31年度	流山市総合計画策定「健康で明るい暮らしづくり」を施策
平成22年度～平成31年度	流山市後期基本計画「健康・いきいきまちづくり」
平成19年1月	市政40周年「健康都市宣言」
平成19年4月	健康都市連合日本支部に加盟
平成20年3月	WHO西太平洋地域健康都市連合に加盟
平成20年7月	流山市健康都市プログラム策定
平成24年7月	健康都市連合日本支部 副支部長に就任
平成26年7月	健康都市連合日本支部 支部長に就任
平成26年10月	健康都市連合第6回国際大会 日本支部長として出席

第10回健康都市連合日本支部大会（千葉県我孫子市）



第6回健康都市連合国際大会（香港）



コラム ぐりーんバス

公共交通の充実は、地球環境保全の面から二酸化炭素 CO₂ の排出削減に貢献することはもちろん、身近で安全性の高い交通手段であることから、身体機能の低下した高齢者や障害のある方々にも対応した公共交通利用のやさしいシステムやサービスの提供は福祉政策としても重要です。

流山市では、平成 17 年 8 月のつくばエクスプレス開業と、新駅を中心とした路線バスの新設・再編により市内の公共交通網は格段に向上しましたが、路線バスが通らない地区でバスの利用が見込める地区を中心に、流山市独自の交通手段として、タウンバス（名称：『流山ぐりーんバス』）の運行を計画しました。

平成 17 年 11 月に市内 3 ルートで運行を開始した『流山ぐりーんバス』は、駅への交通手段を公共交通とすることにより自家用車を減らすなどヒートアイランド抑制の一翼も担っています。

また、平成 25 年 6 月には「松ヶ丘・野々下ルート」の運行を開始し、市内 5 ルートで運行しています。

平成 17 年の開業以来、1 日あたりの平均乗車率も上昇しており、平成 25 年度は 1 日平均 1,871 人・年間約 70 万人の方々にご利用をさせていただいており、平成 25 年 8 月には累計 400 万人を突破し、市民の身近な足として定着しています。



タウンバス（名称：『流山ぐりーんバス』）

第1章 II - (1) 流山市の特徴

流山市は、千葉県の北西部に位置し、東は柏市、西は一級河川江戸川を隔てて埼玉県三郷市と吉川市、南は松戸市、北は野田市に接し、都心から25km圏に位置する、水と緑豊かな自然が息づく住宅文化都市です。

流山市では、総合計画の中で、「健康で明るい暮らしづくり」の施策を位置づけ、市民の健康増進を推進するまちづくりを目指してきました。後期基本計画においても具体的な都市のイメージを「都心から一番近い森のまち」としています。

平成17年8月には東京都心直結の鉄道『つくばエクスプレス』が開業し、東京秋葉原と20分台で結ばれています。つくばエクスプレス開業後は市内5地区約640haの土地区画整理事業が進み、また宅地開発により人口が年々増加しています。

平成14年に15万人に達した流山市の人口は、年々増加し続けており、平成26年3月末には17万人を超え、将来的には18万人を超えると推定されています。

(『流山市人口推計』)

しかしその一方で、つくばエクスプレス開業によって宅地開発が進行し、緑地の減少が進んでいることも事実です。

このような都市環境の急速な変化は、市民の健康を左右する様々な健康決定要因にも大きな影響をもたらすことが予想され、開発に伴う環境の変化と環境保全・環境創出のバランスを取っていくことが課題となっています。

残された緑地の保全を図るとともに、減少した緑を回復するために、市民、民間業者、各種団体が連携・協力して市全体でグリーンチェーン戦略などを通じて、新たな緑の創出に努め、「都心から一番近い森のまち」を標榜し、更なる発展を目指していきます。



つくばエクスプレス



流山おおたかの森駅の周辺

第1章 II - (2) WHO 健康の社会的決定要因

流山市の市政運営の総合的な指針となる計画である『流山市総合計画』（※平成12年度から平成31年度までの20年間を計画期間とする）や平成20年7月に策定された『流山市健康都市プログラム』においても、流山市は計画や施策に「健康」の視点を取り入れて、市民の健康を守り、高めていく施策を積極的に推進してきました。

それまで健康施策といえば「健康は個人の問題」であるということを前提に、従来は行政が健康づくりに取り組もうとする市民を支援する、という傾向がありました。

しかしながら、現在、都市に住む市民の健康水準の向上には個人の努力では解決できない要因も多いことなどから、WHOでは健康を個人の問題としてのみ捉えるのではなく、「都市環境そのものを健康にしよう」とする健康都市の考え方を基本として掲げています。

一般的に市民の日常生活において、健康状態に著しく影響を与える要因を「健康決定要因」と呼んでいます。健康決定要因のなかには教育、労働・雇用、所得、地域経済、予防活動、保健医療の資源、住居環境、都市環境など市民を取り巻く物理的、社会的、経済的環境が含まれます。

このように、市民の健康水準は常にそうした多くの要因の変動により変化することから、個人が健康であるためにはその個人を取り巻く生活環境や社会環境など健康を支える都市の諸条件を整えていく必要があります。

例えば、教育においては、児童・生徒の生涯を通じて心身ともに健康で安全な生活を送るための基礎を培うため、学校において組織的・体系的な教育活動を行うことが挙げられます。

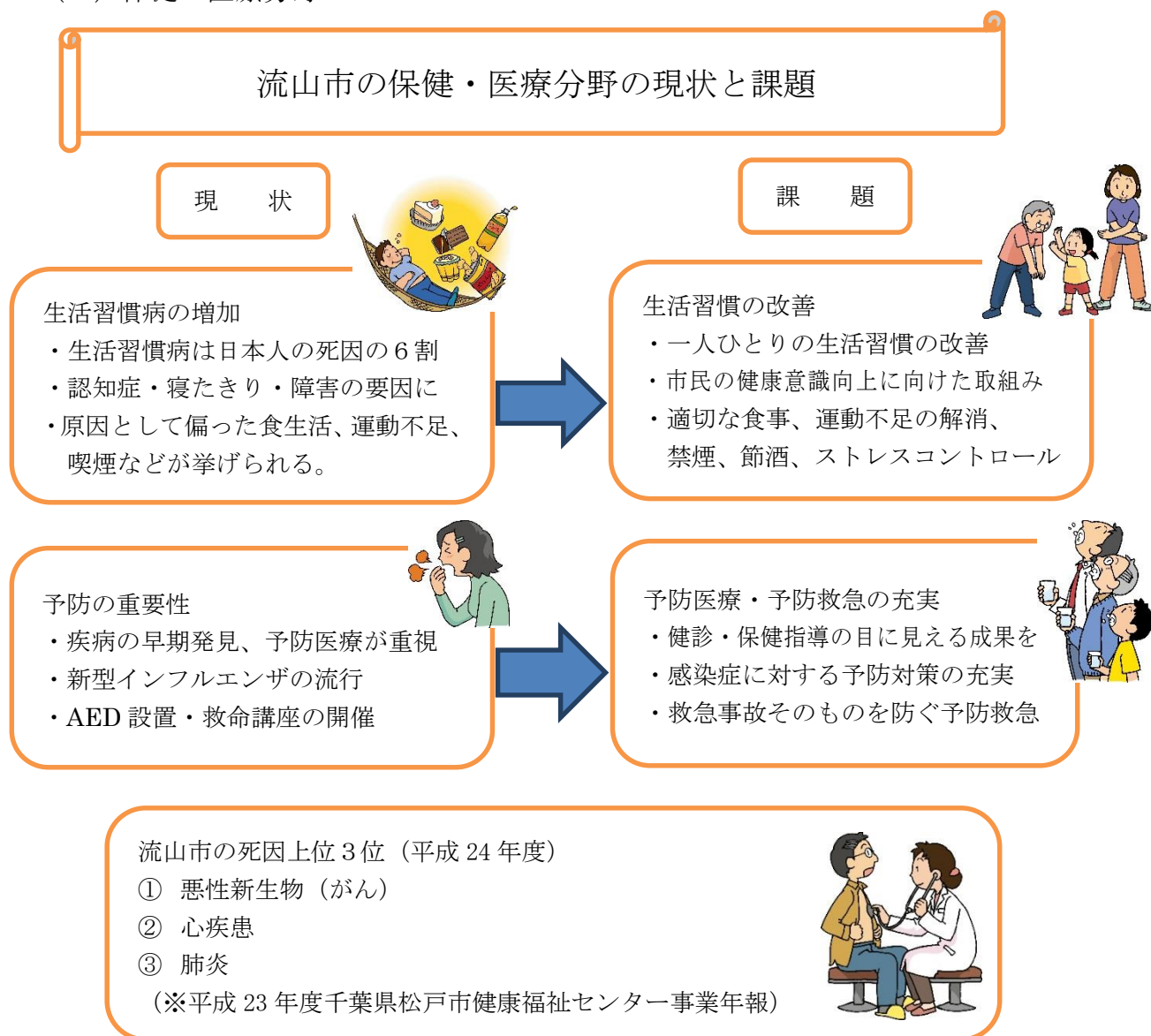
また、労働・雇用においても、安心して就業できるよう精神面も含めた健康と労働の調和を図ることなどが必要となります。また、健康的なワーク・ライフ・バランスも、すべての人々にとって必要となってきます。

この他にも、安全な食品の供給をはじめ、安全な飲料水の確保、大気汚染の改善、住居環境の向上、保健・医療サービスの質の向上など、市民の日常生活に密接に関係した要因の改善を図る必要があるといえます。

第1章 II - (3) 流山市の現状と課題

流山市が健康都市として発展していくためには、様々な分野で解決すべき課題が多数存在します。流山市はこれまでも、市民の豊かな暮らしの実現のために、様々な施策を進めてきましたが、今後はこれらの課題を「健康都市の実現」という観点から包括的・体系的に捉えなおし、分野を越えて共有することで、連携した対応を進めていくことが必要となります。

(1) 保健・医療分野



(保健・医療分野 説明)

生活様式の変化や急速な高齢社会の到来とともに疾病構造が変化し、食生活をはじめとする生活習慣と関わりのある悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病での死亡の割合は年々増加の一途をたどり、流山市においても、平成24年度の死因別死亡率でも約60%以上を占めています。

このような状況を受けて、生活習慣の改善、生活環境の改善、健康教育による健康増進を図り、予防接種による疾病の発生予防、事故防止による障害の発生予防をすることなど「一次予防」の考え方がその重要性を増しています。

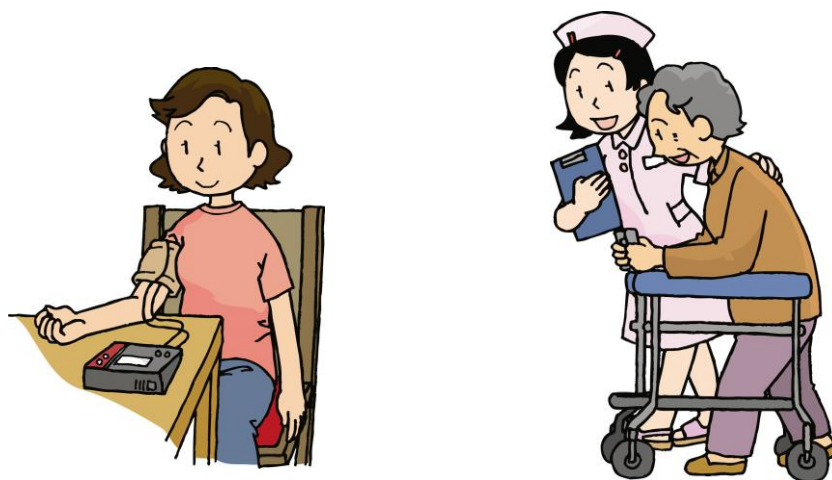
また、発生した疾病や障害を検診などにより早期に発見し、早期に治療や保健指導などの対策を行ない、疾病や障害の重症化を予防する「二次予防」や、病気が進行した後の、後遺症治療、再発防止、残存機能の回復・維持、リハビリテーション、社会復帰などの対策を立て、実行することをいう「三次予防」の重要性も増しています。

特に、流山市では、「総合計画」の施策4-4「健康で明るい暮らしづくり」の事業の一つに「平日夜間・休日診療所管理運営事業」を実施しています。

流山市医師会、歯科医師会及び薬剤師会に委託し、保健センター内の「平日夜間・休日診療所」において休日、祝日及び年末年始の昼間の急病患者の初期診療を行っています。

休日でも急な発病に対しても診察が受けられるという安心感もあり、また事業の周知も浸透し、多くの市民の方々に利用していただいています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を機に災害時の危機管理体制が課題になっています。特に医療における緊急体制の在り方については、医師会、歯科医師会、薬剤師会などを構成メンバーとする災害医療対策会議において、急性期（48時間以内）の活動体制の構築に取り組んでいます。



(2) 環境・都市整備・安心・安全分野

流山市の環境・都市整備・安心・安全分野の現状と課題

現 状



開発に伴う環境の変化

- ・つくばエクスプレス開業に伴う開発進行
- ・生物多様性の必要性

課 題



緑地の保全と緑化の推進

- ・市内全域で緑地保全・緑化推進
- ・農地など生産緑地の維持・活用
- ・地域の身近な自然に触れ、大切な緑を守ろうとする市民の意識向上

環境問題への対応

- ・市民の環境意識向上の啓発
- ・ごみ減量の必要性



環境保全の一層の拡大

- ・環境監視体制の拡充
- ・職場、家庭におけるエコ活動推進
- ・堆肥化、「3R」に基づく資源再利用



流山市のごみ発生量・ごみ資源率

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ごみ発生量	936g	928g	911g
資源化率	24.6%	25.5%	25.3%

(※「流山市環境白書」)

(※ごみ発生量は、一人一日あたり)



災害・犯罪・交通事故への不安

- ・地震・水害など災害への備え
- ・犯罪の増加、凶悪化
- ・子どもやお年寄りの事故

地域ぐるみで安心・安全の推進

- ・地域との連携による防災体制
- ・防犯意識の向上と自主的な防犯活動
- ・交通マナー向上に向けた啓発

(環境・都市整備・安心・安全分野 説明)

保健・医療の分野以外にも、健康の水準を向上させる要因のものとして、都市環境が挙げられます。

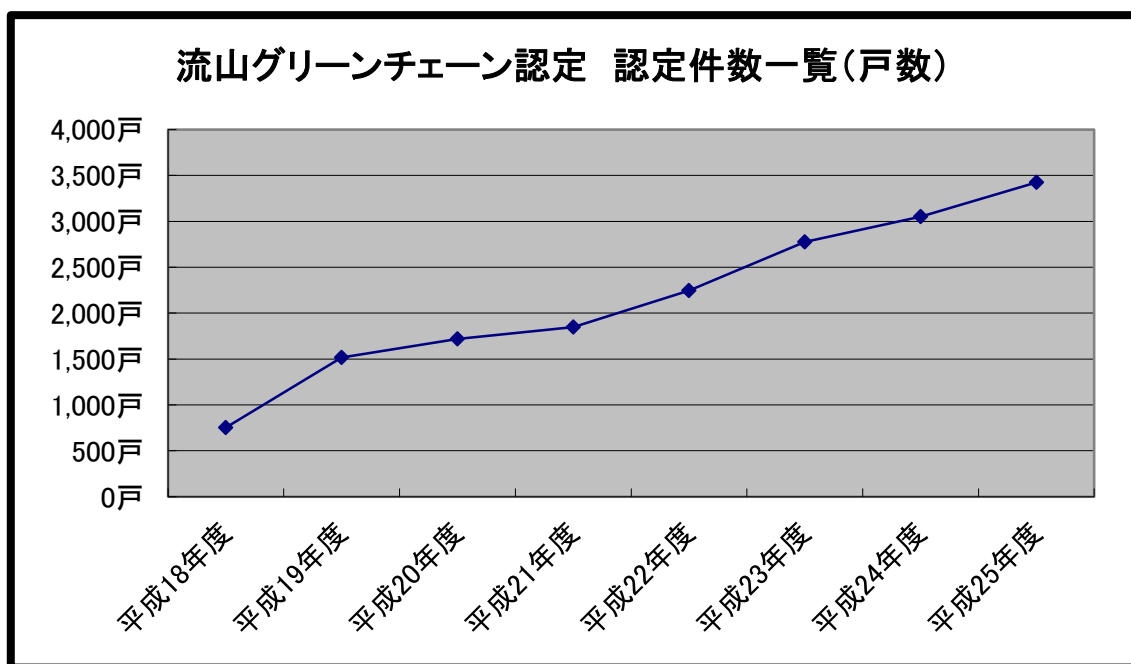
流山市では、グリーンチェーン推進・緑化推進事業や二酸化炭素 CO₂ 吸収源の倍増を目指して公園・緑地などを整備し、緑豊かなまちを推進しています。

平成25年度に流山市が実施した「ながれやま まちづくり達成度アンケート」のなかで「自宅周辺の街並みや景観を誇りに思う市民の割合」は6割を占めており、また「自宅周辺の景観を良くしたい」と回答した市民は9割を占めています。

「グリーンチェーン推進事業」では戸建住宅、集合住宅、店舗、事業所等において効果的な質と量の緑を配したものに対してグリーンチェーン認定を行うことで、水準の高い緑化を促します。個々の開発事業における「緑の価値」づくりの取組みを支援し、その取組みを連鎖させることで、緑豊かなまち全体の環境価値を創造します。取組みの成果としてグリーンチェーン認定戸数も年々増加しており、平成25年度末まで累計3,423戸と推移しています。

今後も本市の特徴である緑豊かなまちづくりを、市民をはじめ、民間業者、団体とも連携・協力して市全体で事業を展開していきます。

東日本大震災に伴う原子力発電所事故からの放射性物質については、流山市除染実施計画を策定し、子どもが多く利用する施設や住宅地の除染を平成24年度までに終わりました。また、ごみ焼却灰から放射性物質が検出されていることから、その対策を適切に行っています。



(3) 福祉・教育分野

流山市の福祉・教育分野の現状と課題

現 状

課 題

少子化の進行

- ・ 少子化への対策
- ・ 保健医療分野での子育て環境整備の更なる充実

子育て支援と子どもの健全育成

- ・ 安心して子育てできる環境整備
- ・ 子ども医療費への公的支援

高齢社会の到来

- ・ 高齢化率の伸び
- ・ 認知症の増加・介護する家族の負担
- ・ 各家族化に伴う孤独死の問題

介護予防と地域福祉の充実

- ・ 高齢者医療の整備
- ・ 介護予防体制の整備・充実
- ・ 地域で支え合う体制

障害者にも優しい環境の更なる整備

- ・ 障害者の生活を支える環境整備

障害者の自立の促進

- ・ 多様なニーズに適切に対応したサービスの充実
- ・ 自立の促進、就労への移行推進

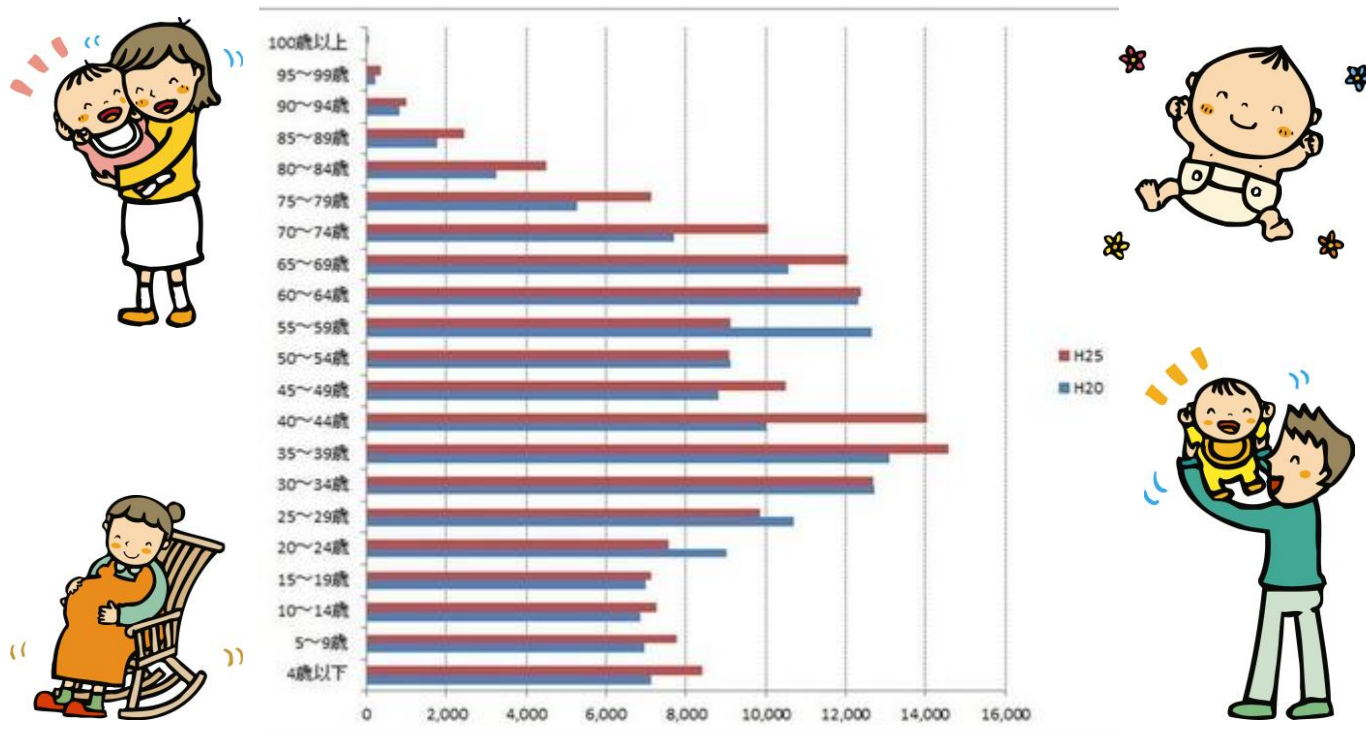


(福祉・教育分野 説明)

流山市は平成17年8月のつくばエクスプレス開業以来、市の人口が増加し続けており、平成26年3月末には人口17万人都市となりました。

年齢別人口でみると30歳代の人口のボリュームが最も多く増えていることがわかります。(下記グラフ参照)

さらには、4歳以下の子どもの数も増え、流山市の合計特殊出生率1.44は、全国平均1.41よりも0.03ポイント高くなっています。



(グラフ)年齢別人口構成比(H20/H25)

平成25年度に流山市が実施した「ながれやま まちづくり達成度アンケート」のなかで「流山市は子育てがしやすいまちだと思う」保護者の割合は約7割を占めており、また「子どもたちを取り巻く市内の環境に満足している」市民の割合は約8割を占めています。

生きがいを感じる高齢者(65歳以上)の割合も平成20年度の80.0%から平成25年度には83.9%と着実に上昇しており、今後も一人暮らし高齢者などの社会参加や生活支援を推進していきます。

障害や高齢などにより介護や支援が必要な状態になっても、地域で安心して暮らせるよう多様なニーズに適切に対応した福祉・介護サービスの充実と連携が求められています。

(4) 地域社会・文化・スポーツ分野

流山市の地域社会・文化・スポーツ分野の現状と課題

現 状

課 題

地域活動を支える活動の担い手
 ・様々な分野で地域の力が必要
 ・市民活動を支える人材の養成

自治会・市民団体の育成・活性化
 ・自治会等の地域活動の育成・活性化
 ・市民団体の活動との相互連携

商工業の充実と雇用・労働環境
 ・商工業の更なる活性化
 ・環境との共存可能な商工業振興
 ・ワーク・ライフ・バランスの確保

地元経済の活性化と就労支援
 ・商店街の基盤整備
 ・環境基準等の認証取得の促進
 ・就労支援、雇用安定

心身の健康 文化・スポーツ
 ・心身鍛える運動の充実
 ・心の豊かさを高める文化活動

文化・スポーツ振興
 ・スポーツ、運動習慣の普及・活性化
 ・芸術や文化活動を楽しめる基盤づくり



(地域社会・文化・スポーツ分野 説明)

都市化が進み、量的拡大のみを追求する経済成長が終息に向かうなかで、精神的な豊かさや生活の質の向上を重視する平和で自由な社会である成熟社会の到来にともない、人々は「豊かさ」の基準として経済的な豊かさだけでなく、「心の豊かさ」に対してこれまで以上に価値を見出す傾向が高まっています。

「国民生活に関する世論調査」(平成25年6月 内閣府)によれば、「これからは心の豊かさか、まだ物の豊かさか」についての質問に対し、「物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をすることに重きをおきたい」と答えた人の割合が61.8%だったのに対して、「まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたい」と答えた人の割合は30.3%となっています。

つまり、心の豊かさを重視した人々の割合は物の豊かさ重視のそれよりも2倍以上も多く占めていることがうかがえます。

このことは、精神的な生活の質の向上を望む意見や人々の考えた方が大きいことを表しており、日々の生活に生きがいや充実感を与えるスポーツ、芸術などの文化的な活動への関心が高いことを示しているともいえます。

流山市では市民の文化的活動を推進させるために、ハード面においては、学校、文化会館、図書館、体育館、スポーツフィールドなど施設の充実化を推進しています。

ソフト面でも生涯にわたる教育、文化活動などを通じて、自然や文化に親しみを持ち、自分に合ったスポーツやレクリエーションなどを楽しめるようなプログラムと事業の充実を図っています。

流山市は、このようにハード・ソフト両面から、市民の文化的活動をステップアップさせます。



(5) 食育・地産分野

流山市の食育・地産地消分野の現状と課題

現 状

課 題

食生活の改善

- ・朝食を摂らない小学生
- ・生活習慣病を招く食生活の乱れ

食育の推進

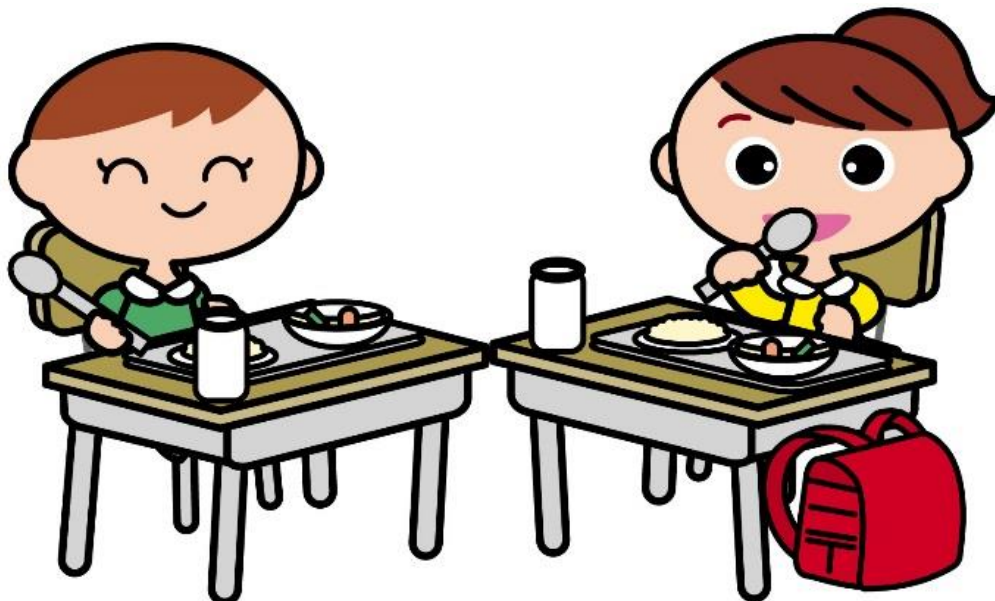
- ・子ども対象の食育促進
- ・疾病予防 成人対象の食生活改善

都市農業の推進

- ・米・野菜・花などの地元産農産物
- ・農家数・耕地面積の変化

地産地消の推進

- ・地元産農産物の販売・拡充
- ・体験農園で農業への理解・後継者育成



(食育・地産分野 説明)

近年、ライフスタイルの多様化にともない、食を取り巻く環境も大きく変化してきています。

食生活は豊かになりましたが、栄養の偏り、不規則な食事、朝食の欠食、肥満や生活習慣病の増加、食糧自給率の低下、食の大切さに対する意識の希薄化など食をめぐる様々な問題が生じてきています。

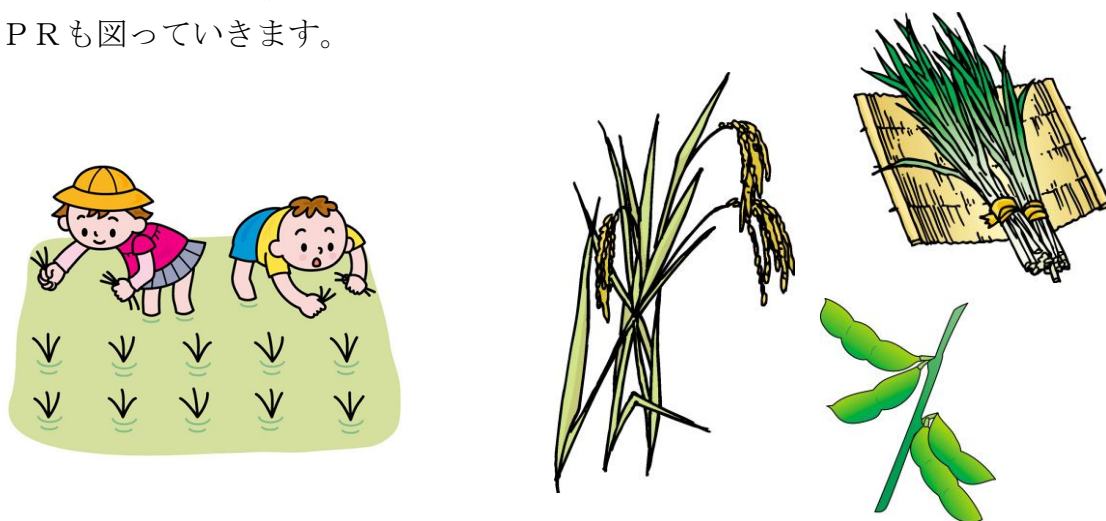
「食」に関する関心や理解を増進するとともに、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深め、子どもの頃から「食」についての正しい知識と健全な食生活習慣を身に付けさせるため、流山市では、学校や家庭での食育を重点的に推進していきます。

毎日朝食を摂っている子どもの割合は平成20年に実施したアンケート調査では83.3%でしたが、平成26年に実施したアンケート調査では87.8%と着実に上昇しています。

また、地産地消の分野においても、市内の全小・中学校では、平成22年度から学校給食のお米に流山産のコシヒカリを使用しています。そのうち11校では、地元農家から野菜を購入しており、学校給食に採れたての地元産野菜を使用しています。日ごろから子どもたちが地元の食材を食べることで、食や地域への関心を持つようになり、地産地消にも役立っています。

また、市内には3か所の体験農園があり、農園主の指導・管理のもとに一般の市民の方でも気軽に農園の農作業を体験し、農業への理解を深め、あわせて健康づくりにも繋がる機会があります。

農作業を通じ市民の健康づくりに寄与するもので、農業者が農園経営を行う中で市民などの農園利用者に農業体験をしていただき、農作業や作物の成長と収穫の喜びの実感を通じ健康の増進を図っていただきます。今後も利用区画数に空きが発生しないよう管理運営者と共にサービスの向上を図るとともに、各施設のPRも図っていきます。



コラム 食育の推進

食生活と運動は心身の健康の基本です。

ライフスタイルの変化や価値観の多様化にともない、外食の回数も増え、食事の内容も変化しています。

栄養バランスや生活習慣の乱れによる肥満や生活習慣病の増加、また、過剰なやせ志向など、「食」の乱れに伴う様々な課題が指摘されるようになりました。

流山市では子どもたちの健全な成長とすべての市民の皆さまの健康づくりのため、それぞれの成長に合わせた「食育」に取り組んでいます。

市内の公立保育所では季節ごとの行事や園児たち自らが食材を選んだオリジナルメニューの考案、お弁当づくりなどを実施しています。園児たちが食に興味・関心を持てるよう、その日に使う給食の野菜を実際に手で触ったり、においを嗅いでみたりしています。また、自分たちで野菜を育て、収穫し、食べる取り組みや、とうもろこしの皮をむいたり、枝豆のさやをとったりと、地元の食材を使っての体験を通じた食への関心づくりに力を入れています。そのほか、栄養バランスのとれた食事の大切さについても、食材を栄養素ごとに3つに分ける3色表を使うなどして興味が持てるよう工夫しています。

また、市内の全小・中学校では、平成22年度から学校給食のお米に流山産のコシヒカリを使用しています。そのうち11校では、地元農家から野菜を購入しており、学校給食に採れたての地元産野菜を使用しています。日ごろから子どもたちが地元の食材を食べることで、食や地域への関心を持つようになり、地産地消にも役立っています。そのほかにも給食調理員の方と交流する給食集会を開いたり、毎日の給食の献立を一言メモを付けて学校ホームページで公開したりしています。

保健センターでは、親子で学べる親子クッキング、健康づくり推進員による栄養講座などを、農政課では太巻き寿司教室や地元産野菜をたっぷり使った野菜料理講習会などを開催しています。



第2章

流山市健康都市 プログラムの体系

第2章 (1) 流山市健康都市プログラムの基本的理念

基本理念

流山市は、平成19年1月の市制施行40周年記念式典において健康都市宣言を行いました。『流山市健康都市宣言』は、全ての市民の健康を実現するために「自然環境との共生」、「一人ひとりの健康に対する意識の向上」、「多様な分野の連携」という3つの柱を謳っています。本プログラムは、この健康都市宣言の理念に基づいて、全ての市民の参加による健康なまちづくりを推進するために策定します。

健康増進を従来のように保健・医療分野だけで推進するのではなく、環境・まちづくり・地域社会・福祉・教育・文化・スポーツなど、幅広い分野の参加と連携を通じて都市全体で実現していくために、WHOが提唱している健康都市の理念に基づいて健康施策を推進していきます。

流山市が健康都市施策を推進するためには、保健・医療分野だけでなく全ての分野の参加と連携が必要となります。行政の全ての部門が当事者意識を持ち、各部門間で積極的に情報の共有と意思の疎通を図ることで、組織の枠組みを越えた連携体制を整え、市全体で健康施策に取り組んでいきます。そのためにも、本プログラムでは流山市が実施する施策や事業を「健康」という観点から再編成し、包括的な健康施策体系を構築していきます。

流山らしきのあるプログラム

本プログラムは、WHOの『地域ガイドライン』に沿って策定します。しかし、一口に「健康都市」といっても、国によって、都市によって、抱える問題は様々であり、健康都市プログラムには全てのケースに当てはまる単一モデルというものはありません。流山市の独自の課題と特徴を踏まえたプログラムを策定していくためには、これまで実施してきた施策を健康施策として体系づけていくとともに、流山市にとって重要なテーマについては、新たな施策を実施していくこともまた必要となります。

今回新たな健康都市プログラムの策定にあたっては、まったく新たなプログラムを策定することではなく、平成20年度に策定した流山市健康都市プログラムの振り返りを行い、「流山市総合計画」後期基本計画との整合性を図りながら、これまでの取り組みの成果や健康都市に関する今後の課題を整理しました。

このプログラムは、流山市民の健康で豊かな暮らしづくりを推進することを目的として策定します。豊かな緑に育まれてきた「都心から一番近い森のまち」にふさわしい、流山市の特徴を生かしたプログラムとしていきます。

第2章 (2) 健康都市プログラムの見直しの方針

平成20年7月に策定した流山市健康都市プログラムは、健康増進を従来のように保健・医療分野だけで推進するのではなく、環境・まちづくり・福祉・教育・地域社会・文化・スポーツなど、幅広い分野の参加と連携を通じて、都市全体で実現していく、というWHOが提唱している「健康都市」の理念に基づいて、健康都市施策を推進し、流山市民の健康で豊かな暮らしづくりを推進することを目的として策定されました。

そのなかで、本市の健康都市施策を推進するために最も重要な事業として、それぞれ5つの施策の柱に対応した5つの事業をリーディングプランとして選定し、健康都市の実現を目指してきました。

平成25年度に実施した「ながれやま まちづくり達成度アンケート」では、「流山市は住み心地が良いまちである」と思う市民の割合は約8割であり、「流山市は子育てがしやすいまちである」と思う保護者の割合も約7割であり、「生きがいを感じる高齢者（65歳以上）の割合」も約8割を占めます。

なかでも同アンケート「健康の維持、増進のために日頃何か行っている市民の割合」については、9割を占めています。

健康づくりでは、市民一人ひとりが自分の健康について興味・関心を持ち、健康を増進していくなかで良好な生活習慣を身に付けて、それを実践し、継続し続けることが重要です。

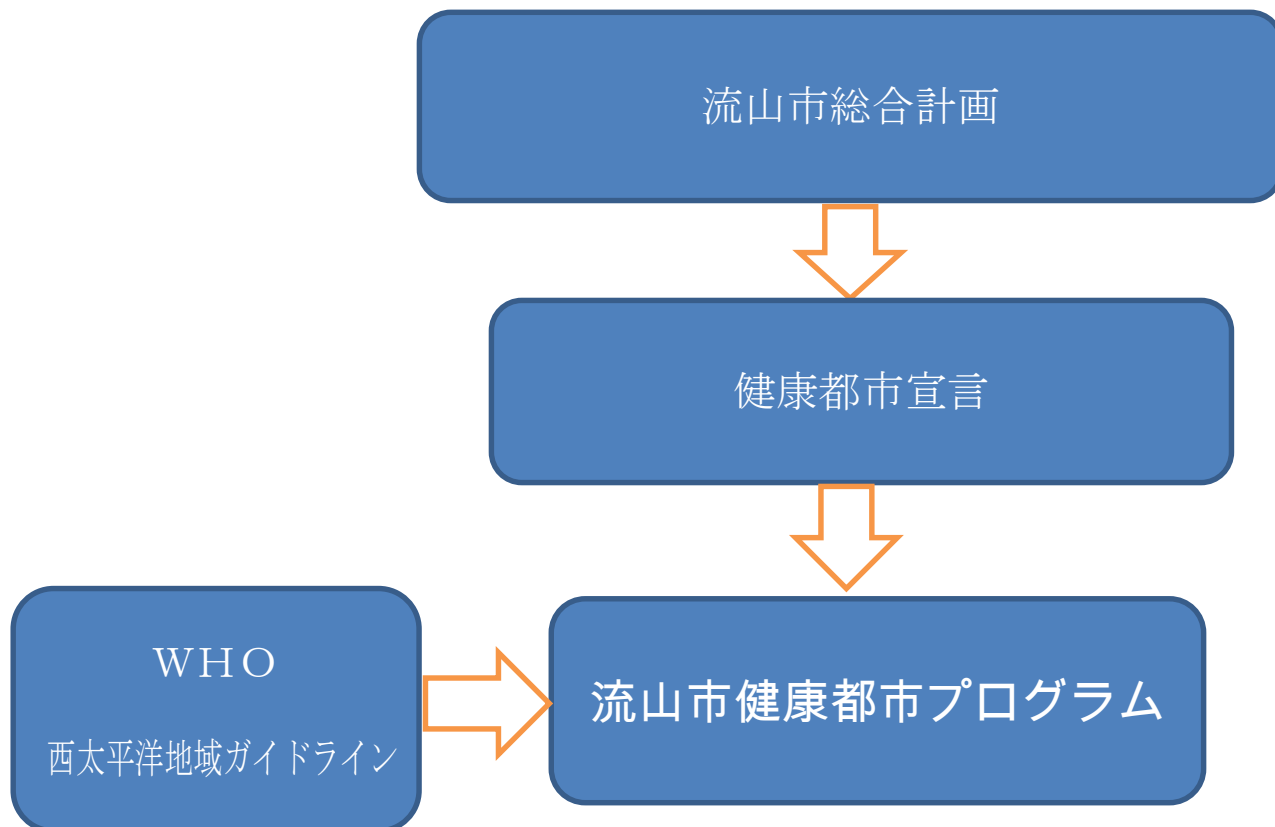
新たな「流山市健康都市プログラム」を策定していく過程においては、平成20年7月に策定した流山市健康都市プログラム内に掲げた各健康施策事業の振り返りを図りながら、特に「リーディング事業」については、健康都市施策の柱となる事業となることから、これまでの7年間における各事業の振り返りと今後5年間にわたる各事業の目標を新たに掲載することとしました。

なお、これまでもリーディング事業は5つの分野にそれぞれ一つずつの5事業で展開しており、今後さらに健康都市の実現に向けて事業を展開するなかで、各事業について見直し（継続・新規追加）を図り、それぞれの分野のリーディング事業の選定を行いました。



第2章 (3) 健康都市プログラムの位置付け

このプログラムは、流山市健康都市宣言の理念に基づいて策定し、流山市総合計画の個別計画として位置付けられます。また、健康に関する全ての分野を網羅した横断的なプログラムであることから、各個別計画との連携・調和に配慮しながら健康施策を総合的に推進することで健康都市の実現を目指します。

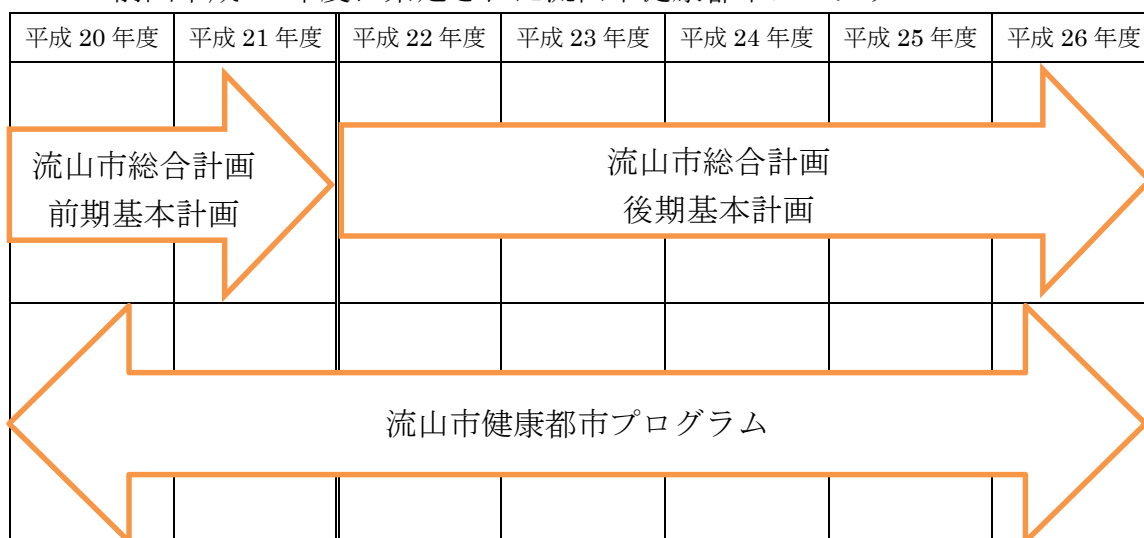


第2章 (4) 健康都市プログラムの計画期間

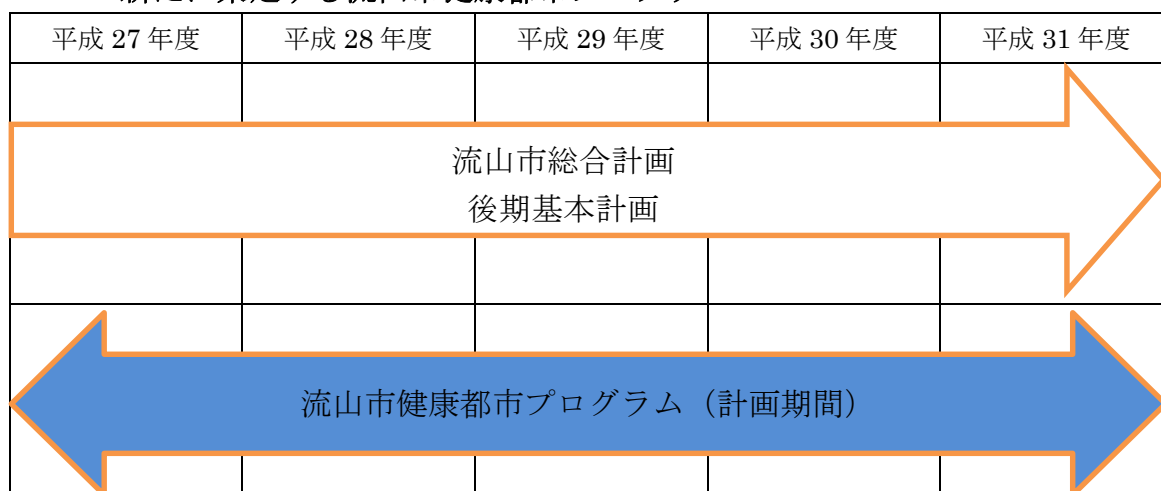
平成20年に策定した流山市健康都市プログラムは、平成20年度から平成26年度までを対象期間とする7年間の計画でした。

今回新たに策定する流山市健康都市プログラムの計画期間は「流山市総合計画」(20か年、平成12年度～平成31年度)の後期基本計画(10か年、平成22年度～平成31年度)と同期間とし、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画とします。

前回平成20年度に策定された流山市健康都市プログラム



新たに策定する流山市健康都市プログラム



コラム 流山ロードレース大会

昭和43年度から開催した市民対象の流山マラソンを見直し、平成2年度に『流山ロードレース大会』として市内外からの参加者を募集し、競技力の向上と本市のアピールに努めてきました。

それ以降、流山ロードレース大会は、運動やスポーツの技術やレベルの向上と運動やスポーツを通じた活動や交流の場を増やすことを目的として毎年開催されています。

スタートとゴールともに流山おおたかの森駅の近くと交通の便がよく、毎年全国からランナーが参加する人気の大会です。

平成26年10月に開催された第23回流山ロードレース大会では、10キロの部と、距離が2キロと短く楽しみながら走れるファンランの部合わせて、今年は4,039人から申し込みがあり、ランナーの皆さんは市街地と緑の残る地域とが折り混ざったコースを力いっぱい駆け抜けました。

市民一人ひとりの健康づくりのために、流山ロードレース大会をはじめ、各種市民体育大会のほか、「みんなのスポーツ活動推進事業」（生涯学習課）のなかでは、だれでもが気軽に楽しくスポーツ活動に親しめるよう、コミュニティスポーツフェスティバルやスポーツレクリエーション祭、コミュニティスポーツのつどいなどを、体育指導委員やコミュニティスポーツリーダーなどの生涯スポーツ指導者とともに推進しています。

流山市では、健康都市宣言のまちとして、老若男女を問わず、身近な場所で気軽にスポーツ活動に親しめるような機会を提供していきます。



第3章

流山市の健康都市施策

- I 健康都市施策の柱
- II 健康都市施策の体系
- III 重点推進プラン
- IV リーディング事業
- V 重点事業
- VI ネットワーク推進プラン

第3章 I 健康都市施策の柱

第1章 II-(3) 流山市の現状と課題をふまえ、流山市が健康都市としての施策を全市的に推進していくために、健康都市という観点から、健康に関わる施策・事業を5つの分野に再構築していきます。それぞれの分野で施策体系の中心となるのはこの5本の施策の柱です。平成20年度に策定した「流山市健康都市プログラム」に引き続き、今回策定するプログラムの健康都市施策も、すべてこれらの施策の柱のもとで展開していきます。

健康都市施策の柱

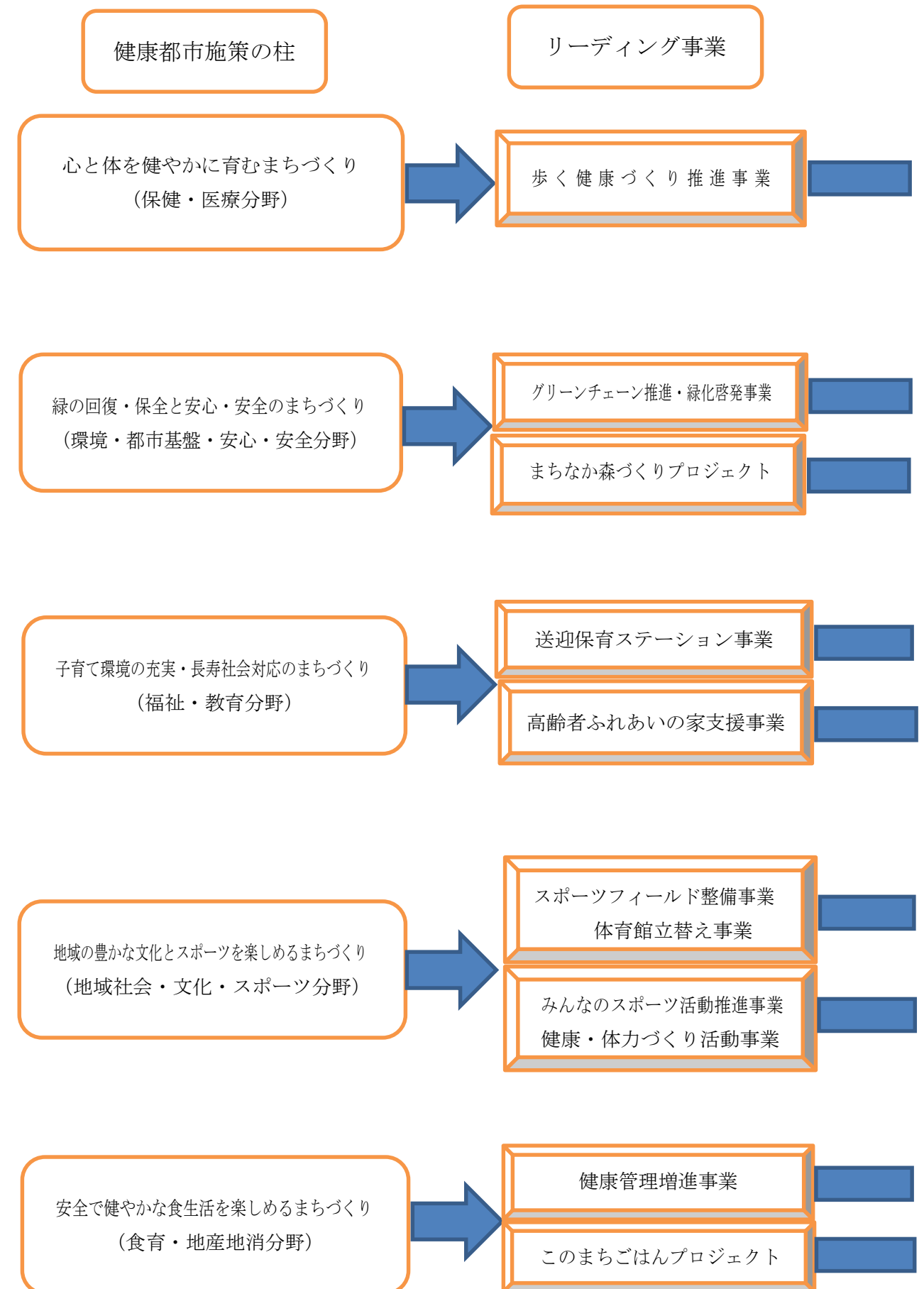
心と体を健やかに育むまちづくり
(保健・医療分野)

緑の回復・保全と安心・安全のまちづくり
(環境・都市基盤・安心・安全分野)

子育て環境の充実・長寿社会対応のまちづくり
(福祉・教育分野)

地域の豊かな文化とスポーツを楽しめるまちづくり
(地域社会・文化・スポーツ分野)

安全で健やかな食生活を楽しめるまちづくり
(食育・地産地消分野)



健康都市施策

市民との協働

ネットワーク推進プラン

保健	①健診・保健指導
	②市民の健康づくり
医療	①医療体制
	②緊急医療

環境	①環境保全
	②資源循環
都市基盤	①都市基盤の整備
	②公園・緑地
安心・安全	①防災
	②防犯
	③交通安全

福祉	①子育て支援
	②高齢者支援
	③障害者支援
	④地域福祉・生活福祉
	⑤バリアフリー
教育	①学校教育
	②生涯学習

地域社会	①市民活動
	②商工業振興
	③雇用・労働
	④人権擁護
文化・スポーツ	①文化振興
	②スポーツ振興
	③運動習慣

食育	①食生活改善
	②食の安全
地産地消	①農業振興
	②地産地消
	③農業体験

健康都市モデル事業の紹介

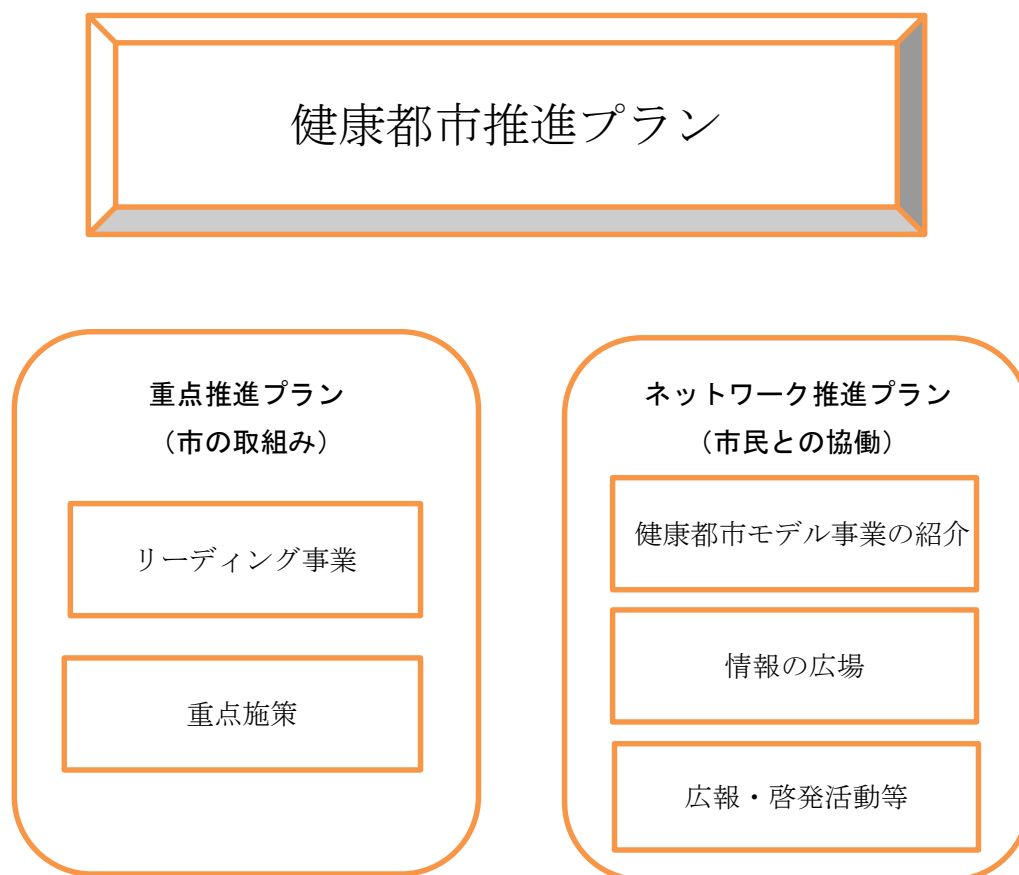
情報の広場

広報・啓発活動等

第3章 II 健康都市施策の体系

流山市が健康都市としてのまちづくりを進めるために、市の進める施策や事業全体を「健康」という観点からもう一度捉えなおし、5つの施策の柱に基づいて健康都市施策体系として再構築していきます。

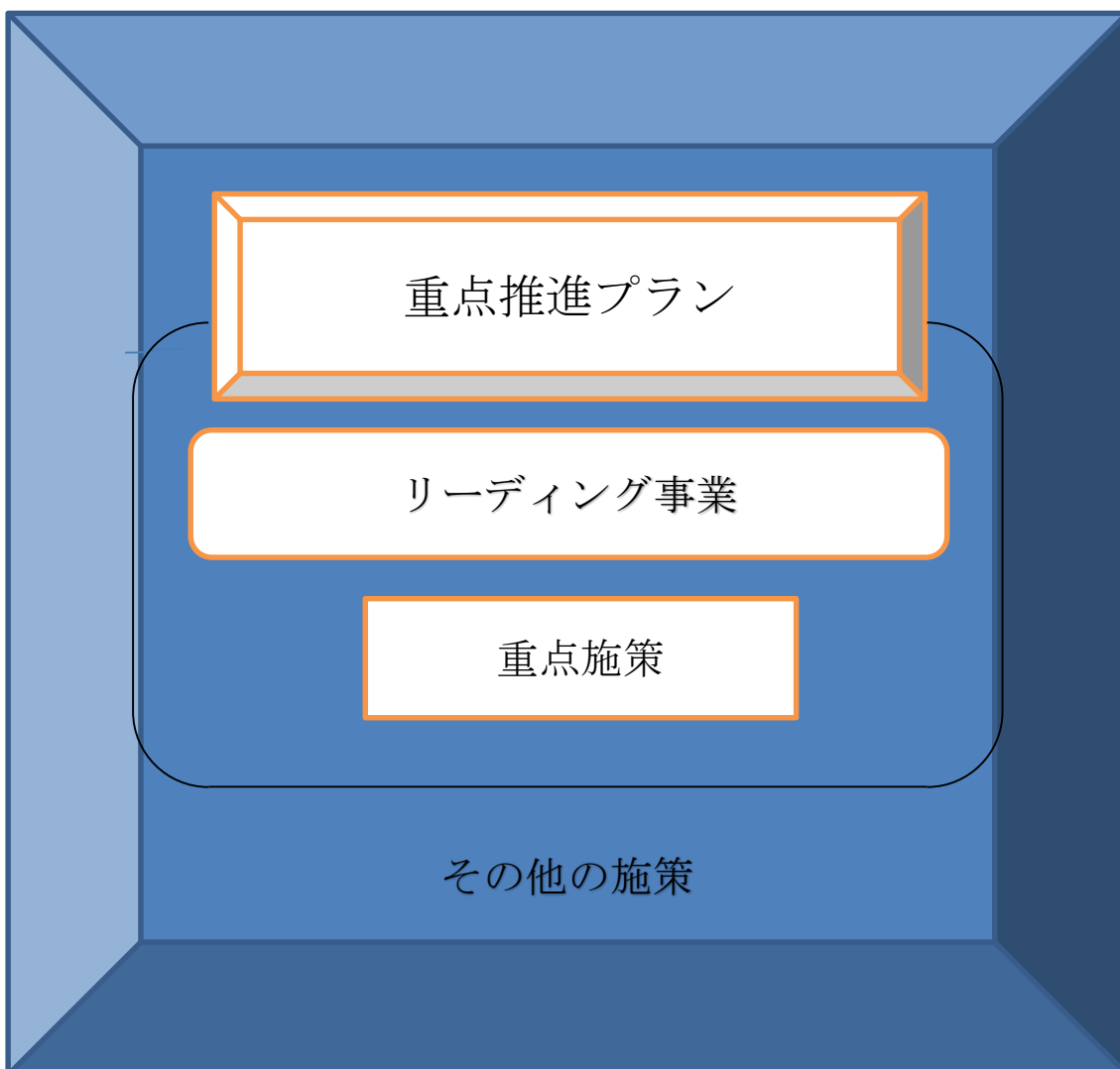
健康都市施策の中核となるのが『健康都市推進プラン』です。この『健康都市推進プラン』は、「重点推進プラン（市の取組み）」と「ネットワーク推進プラン（市民との協働）」の2つのプランで構成します。「重点推進プラン」は、市が行うさまざまな取組みの中で、健康なまちづくりのために特に重要な事業を「リーディング事業」と「重点施策」に位置付けて、重点的に推進していくものです。「ネットワーク推進プラン（市民との協働）」は、市民・団体相互の連携強化や市民・行政の協働を通じて、健康づくりに関わる市民・団体の取組みを応援し、さらに活性化していくプランです。



第3章 III 重点推進プラン

「重点推進プラン」は、流山市が行っている様々な施策や事業の中で、市民の健康づくりのために特別な重要性を持った事業を重点的に推進することで、施策の柱に掲げられた理念の実現を目指す取組みです。

「重点推進プラン」は、健康都市施策の各分野の中でも最も重要で、市として中心的に推進していく「リーディング事業」と、それ以外で重要性の高い事業から成る「重点施策」から構成します。



第3章 IV リーディング事業

健康都市プログラム策定にあたって、健康都市施策を推進するために最も重要な事業として、それぞれの施策の柱に対応した5つの事業を「リーディング事業」に選定しました。

リーディング事業は、過去7年間の進捗状況等によって、見直しを行いました。

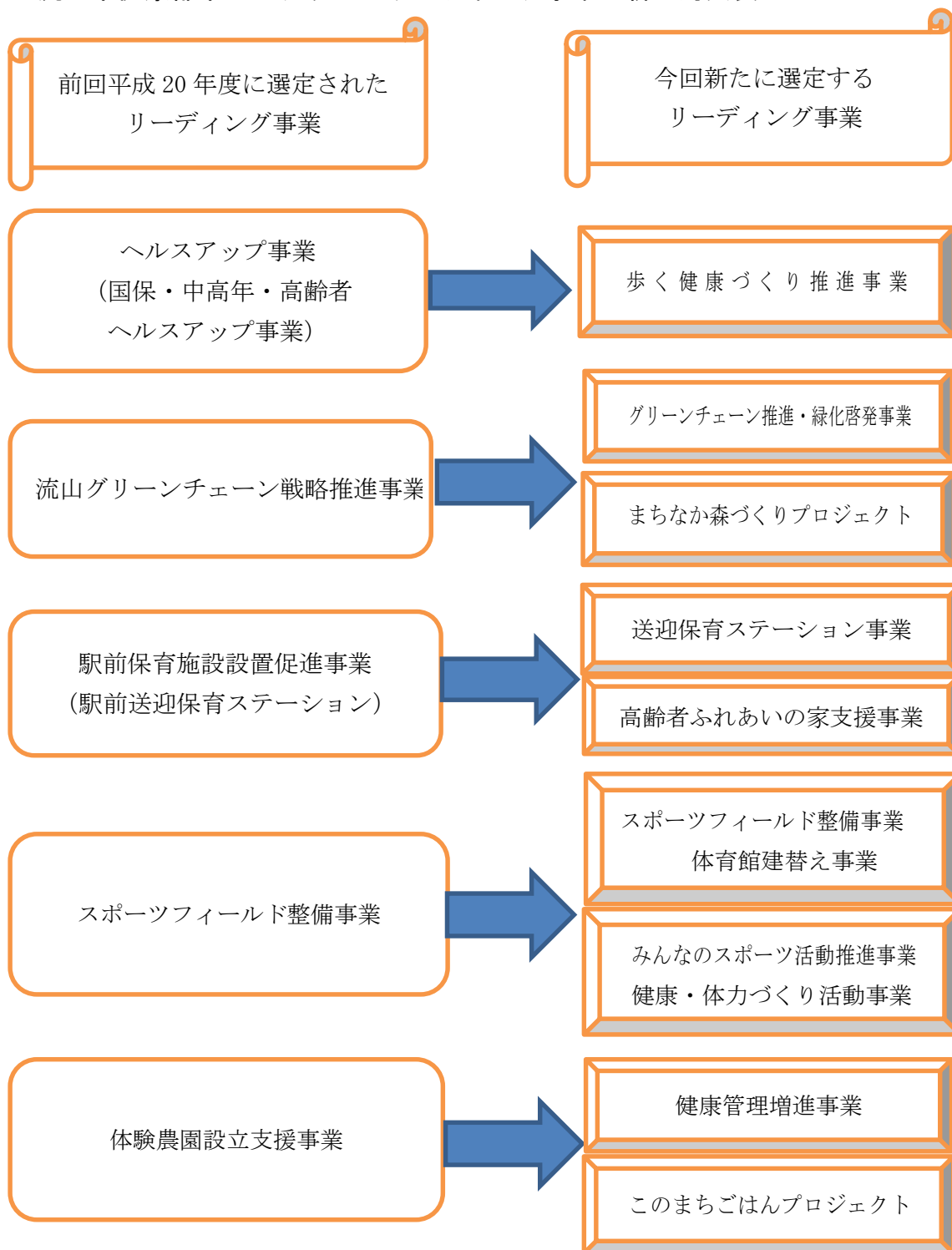
また、前回のプログラムではそれぞれの施策に1事業を位置付けておりましたが、今回の見直しでは1施策1事業にこだわることなく、必要に応じて複数の事業を位置付けました。

具体的にはグリーンチェーン戦略・送迎保育ステーション事業・スポーツフィールド整備事業については、前回策定された健康都市プログラムからリーディング事業を引き継ぎ、その他の分野におけるリーディング事業は事業の進捗状況などを含め、見直しを図り、新たなリーディング事業として位置付けを行います。

これらのリーディング事業については、健康都市施策の柱となる事業であることから、単なる事業内容の紹介のみならず、それぞれの現状と課題、また今後5年間にわたる各事業の目標を掲載することとしました。



流山市健康都市プログラム リーディング事業の新旧対照表



(1) 心と体を健やかに育むまちづくり
(保健・医療分野)

歩く健康づくり推進事業

平成27年4月からスタートした流山市健康づくり支援計画のなかで、「体を動かす楽しさを見つけ、継続的な運動習慣を身につけるための取組みの推進」を基本目標の1つに掲げ、継続的に運動するためのきっかけづくりを推進しています。

そこで、人間の基本動作である「歩く」に着目し、健康づくりを支援します。例えば、今より10分多く歩いてみませんか。10分多く歩く工夫をするだけで、毎日1,000～1,200歩、消費エネルギーで約20～40kcalが消費できます。また、こうして普段から体を動かすことで、糖尿病、心臓病、脳卒中、がん、ロコモ(※)、うつ、認知症などのリスクを軽減することができます。

※ロコモ：「ロコモティブシンドローム」とは？

骨や関節の病気、筋力の低下、バランス能力の低下によって転倒、骨折しやすくなることで、自立した生活ができなくなり介護が必要となる危険性が高い状態を指しています。

事業の概要

担当課	健康増進課
これまでの取組み・課題	健康づくり推進員が地区活動の一環として市内を4地区に分け、市民を対象にウォーキング活動を実施しています。健康づくり講座等でも歩くことの効果や継続の必要性を啓発してきましたが、参加者の固定化や継続的な運動に繋がらないなどの課題があります。
今後5年間の目標	健康づくり推進員を増員し、市内全域でウォーキング活動が実施できる体制を整備します。 また、参加者が歩くことを意識し、継続する楽しさを身につけられるような講座等を開催します。

地域でのウォーキング等の運動講座



(2) 緑の回復・保全と安心・安全のまちづくり
(環境・都市基盤・安心・安全分野)

グリーンチェーン推進・緑化啓発事業

現在、流山市では新たなまちづくりが進んでいますが、一方で開発に伴い流山市民を育ててきた豊かな緑が減少しつつあります。市では公園や緑地など、公共の場での緑化を推進していますが、流山市全体で緑を保全していくためには、住宅地や商工業地など、民間の土地でも緑化を進めていくことが不可欠です。効果的な質と量の緑化を促すことで、ヒートアイランド抑制などにも貢献する「森のまち」の形成を図ることを目的として、「流山グリーンチェーン戦略推進事業」では戸建住宅、集合住宅、店舗、事業所等において効果的な質と量の緑を配したものに対してグリーンチェーン認定を行うことで、水準の高い緑化を促します。個々の開発事業における「緑の価値」づくりの取組みを支援し、その取組みを連鎖させることで、緑豊かなまち全体の環境価値を創造します。地権者の理解と協力を得るために、普及啓発活動を行います。

事業の概要

担当課	みどりの課
これまでの取組み・課題	平成18年度から江戸川大学と連携しグリーンチェーン戦略によって回復した樹林が及ぼす気温緩和効果について調査を行っています。また、平成22年度からは千葉大学園芸学部と連携し、市民向け講演会などの啓発活動や制度の充実を図るための政策検討を行っています。
今後5年間の目標	平成31年度のグリーンチェーン認定取得率80%を目指します。 (算定式：「グリーンチェーン認定件数」÷「開発事業完了検査件数」×100)

流山グリーンチェーン戦略

「都心から一番近い森のまち 流山」を目指して



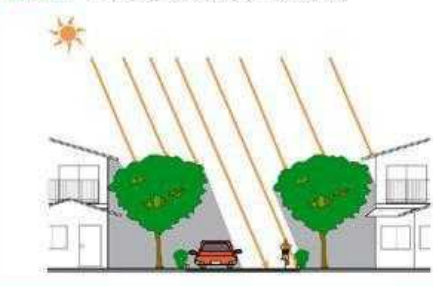
グリーンチェーン認定マーク

「流山市グリーンチェーン認定」は、緑の価値を指標化し、各開発事業をこの指標に基づいて評価し、市として緑化を奨励するものです。

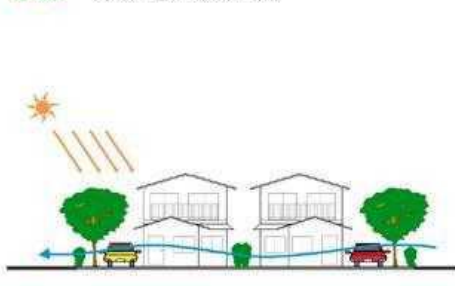
そこで、この評価＝「流山市グリーンチェーン認定」を皆さんが受けることで、個々の事業価値を高めることができると考えています。

指標は、次の7つで構成されています。

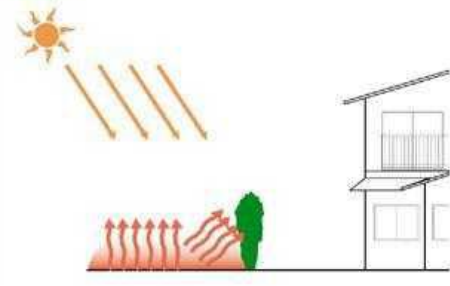
指標1 道路表面の温度上昇抑制



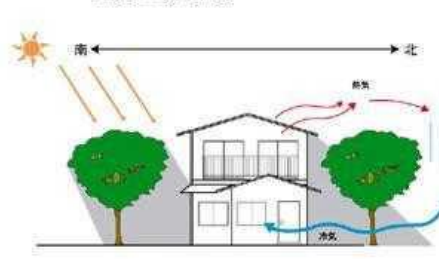
指標2 敷地間通風の確保



指標3 道路面からの放射熱侵入抑制



指標4 敷地内地表面及び建物外壁の温度上昇抑制



その他に… 指標5 排熱とCO₂排出の抑制

指標6 住戸断熱性能の確保

指標7 住戸内通風の確保

指標の考え方を基に、流山市の気候条件・土地条件などを考慮し、「流山市グリーンチェーン認定基準」を設定しました。認定基準は、戸建（単独）・戸建（街区）・集合住宅・商業・業務・その他の施設に分類されています。

(2) 緑の回復・保全と安心・安全のまちづくり
(環境・都市基盤・安心・安全分野)

まちなか森づくりプロジェクト

市では失った緑を回復させ、いつまでも「都心から一番近い森のまち」であるために、さまざまな緑化推進事業に取り組んでいます。そのひとつが平成22年度から行われている「まちなか森づくりプロジェクト」です。

このプロジェクトでは公園の一部や公共施設をはじめ、用水路跡地や道路用地などの「ちょっとしたスペース」に植栽を行い、街の中に緑をつくる取組です。

都市部においては、生活に潤いや安らぎを提供するだけでなく、防災対策や温暖化防止、ヒートアイランド対策、防音、防塵、防風など多様な役割が期待されています。

このプロジェクトのほか、学校等に苗木を植えるグリーンウェイブや街路樹・公園整備、生垣設置補助、グリーンチェーン戦略などにより、市内の緑化を推進しています。

事業の概要

担当課	みどりの課 環境政策・放射能対策課
これまでの取組み・課題	(みどりの課) 平成25年度は、坂川用水路跡地にタブノキ、ツツジの植栽を行いました。 (環境政策・放射能対策課) 平成22年9月には、横浜国立大学名誉教授宮脇昭先生のご指導のもと、流山市立西深井小学校で植樹が行われ、約600本の苗木を植樹しました。その後も平成25年度に、NPO法人地球の緑を育てる会主催のもと、小・中学校を含めた市内公共施設5か所で約1万本の苗木の植樹を行いました。
今後5年間の目標	(みどりの課) 市内の緑化を推進し、CO2の吸収増に貢献していきます。 (環境政策・放射能対策課) 公共施設等の緑の創出を継続して進めます。

まちなか森づくりプロジェクト



ほっとプラザ下花輪での植樹



(3) 子育て環境の充実・長寿社会対応のまちづくり
(福祉・教育分野)

送迎保育ステーション事業

流山市は、「総合計画・後期基本計画」で「安心して子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり」を重点施策に様々な子育て支援施策を展開しています。

特に、電車で都心へ通勤する保護者が多いことから、平成19年7月に、流山おおたかの森駅の駅前ビルに駅前送迎保育ステーション「フォレストキッズガーデン」を設置し、通勤の途中に子どもを預け、市内の保育所（園）に送迎するサービスを開始しています。

利用者にも好評なことから、平成20年度には南流山駅前にも送迎保育ステーションを設置しました。

事業の概要

担当課	保育課
これまでの取組み・課題	事業開始時、保育所を整備する数と比例し年々、利用者が増え、平成25年度には年間利用者が2,262名となり、平成25年度に流山おおたかの森でバス1台を増やし、平成26年4月1日より同ビル3階に施設を拡張し、バスもさらに1台増やすとともに南流山でもバスを1台増やし、1人でも多くの児童が保育所に入園できる環境を整備しました。
今後5年間の目標	人口推計については、社会状況や経済情勢が、国の政策のとおり推移することを前提に、流山おおたかの森地区及び南流山地区の今後の開発状況を勘案した結果、両地区の人口は、今後も増加すると推計するとともに、保育需要も、修学全児童総数に占める割合や国の女性の就業率も考えると、10年後も急激に減少することは考えられないことから、現体制を継続していきます。

送迎保育ステーション



(3) 子育て環境の充実・長寿社会対応のまちづくり
(福祉・教育分野)

高齢者ふれあいの家支援事業

高齢者ふれあいの家とは、おおむね 65 歳以上の高齢者が自由に集まって、茶話会やサークル活動、教養講座などで交流を深める施設で、民家や自治会館などを使って、地域にお住まいの個人やボランティア団体などが運営しています。

高齢者が地域の方々と楽しく過ごすことができ、ふれあいの家に徒歩や自転車で行くだけでも介護予防につながります。さらに、頭や体を使う活動で利用者が心身ともに健康になれるようにそれぞれ特色のある活動をしています。また、ふれあいの家でボランティアとして活躍する高齢者の生きがいの充実にもつながっています。

流山市では、開設に伴って必要となる備品の調達や家屋の改修などにかかる費用のほか、施設開設維持に必要な費用、利用人数や実施回数など活動状況に応じた支援費の支給を行っています。

事業の概要

担当課	高齢者生きがい推進課
これまでの取組み・課題	平成15年の事業開始以降、年々施設数は増加し、現在は15か所になりました。 市内全域での開設を目指して、広報やホームページなどで開設者を募集しています。
今後5年間の目標	市内15小学校区にそれぞれ1か所以上設置することを目標としています。 地域住民、自治会、NPO法人などに設置を求めるPRを広報やホームページなどに掲載し、増設を目指しています。

頭や体を使う活動



(4) 地域の豊かな文化とスポーツを楽しめるまちづくり
(地域社会・文化・スポーツ分野)

スポーツフィールド整備事業・体育館建替え事業

流山市は、生涯を通してスポーツに親しみ健康に過ごしたいという機運が高まる中で「いつでも、どこでも、誰でも」という生涯スポーツの実現に向けて、市内の遊休地を活用して、市民が気軽に地域でスポーツができる多目的広場を整備する「スポーツフィールド整備事業」の他、屋内スポーツ活動の拠点として整備を進める「市民総合体育館の建替え事業」に取り組んでいます。

市民が気軽に利用して、健康づくり、体力づくりにいそしむことができる場を提供する事業であり、健康都市を目指す流山市にふさわしい事業としてリーディング事業に位置付けました。

事業の概要

担当課	生涯学習課
これまでの取組み・課題	<p>【スポーツフィールド整備事業】 平成20年の健康都市プログラムに「スポーツフィールド整備事業」が位置付けられ、これまで3か所のスポーツフィールドを整備・開設しました。 野球やサッカー、ソフトボール、グラウンドゴルフ等、年間6万7千人余りの市民が利用しています。</p> <p>【体育館建替え事業】 市民が気軽に利用して健康・体力づくりにいそしむことのできる場として、既存の屋内スポーツ施設の中核となって、市民のスポーツ活動を支え、大会の開催やスポーツ観戦の需要にも応えるスポーツ活動の場として、また、総合運動公園で汗を流す市民の役に立ち、文化活動に親しむ市民にも愛され、災害時には避難場所として市民生活を支えるなどさまざまな役割を果たしていきます。</p>

今後5年間の目標

【スポーツフィールド整備事業】

新川耕地内に移転整備予定の新川耕地スポーツフィールドは、平成26年度末までに移転先を選定し、平成29年度の開設を目指します。

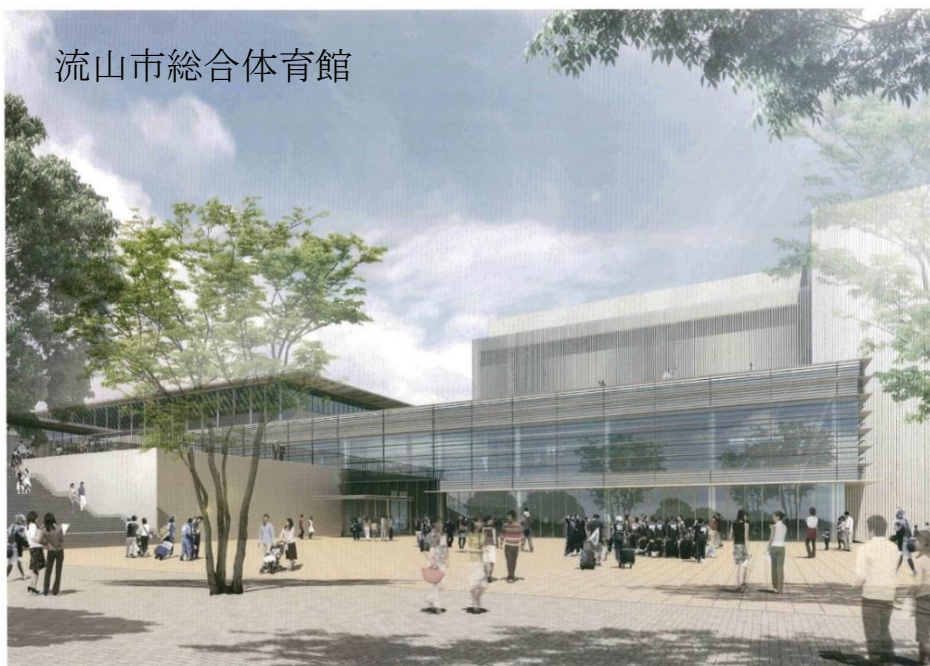
【体育館建替え事業】

新しい体育館は、平成27年11月に竣工予定であり、平成28年春の開館を目指します。

新川耕地スポーツフィールド



流山市総合体育館



流山セントラルパーク駅方面からの出入口・アプローチ

(4) 地域の豊かな文化とスポーツを楽しめるまちづくり
(地域社会・文化・スポーツ分野)

みんなのスポーツ活動推進事業・健康・体力づくり活動事業

【みんなのスポーツ活動推進事業《生涯学習課》】

だれでもが気軽に楽しくスポーツ活動に親しめるよう、コミュニティスポーツフェスティバルやスポーツレクリエーション祭、コミュニティスポーツのつどいなどを、スポーツ推進委員やスポーツ団体など市民の皆さんとの協働で推進します。

【健康・体力づくり活動事業《生涯学習課》】

中高齢者の生きがいと健康づくり活動を支援する上で、スポーツやレクリエーションを通じて、相互に親睦を深めながら本人に適した「運動」や「休養」の習慣を身につけていただくことをめざします。

事業の概要

担当課	生涯学習課
これまでの取組み・課題	<p>【みんなのスポーツ活動推進事業】</p> <p>だれでもが気軽に参加でき、友人・仲間との交流、家族のふれあいの中で楽しくスポーツ活動に親しめるよう「コミュニティスポーツのつどい」や「みんなの体操講習会」等を開催しています。参加世代の拡大が課題です。</p> <p>【健康・体力づくり活動事業】</p> <p>市民一人ひとりの健康の保持増進と体力向上のため、いつからでも参加できるプログラムと場の提供を図り、健康・体力づくり活動を充実させるため、市内5地区で毎週日曜の早朝に開催している健康ジョギング講習会、夏期開催のウォータービクス講習会を行っています。参加世代の拡大が課題です。</p>
今後5年間の目標	<p>体育・スポーツ団体との協働により、市民のスポーツ活動を支援し、健康で明るいコミュニティづくりに貢献していきます。</p> <p>生涯スポーツ指導者とともに、健康や体力増進に取り組む市民を増やしていきます。</p>

ウォータービクス講習会の様子



(5) 安全で健やかな食生活を楽しめるまちづくり
(食育・地産地消分野)

健康管理増進事業

流山市国民健康保険被保険者が、健康を維持・回復・増進し、年々増加する医療給付費を抑制するため、生活習慣病をはじめとする疾病予防・重篤化予防を目的として、食生活に視点を置いた「健康を支える栄養学」を被保険者に広く紹介し、知識の啓発・普及および実践により栄養学の定着を促します。

事業の概要

担当課	国保年金課
これまでの取組み・課題	「健康を支える栄養学」の実践団体と協働して、講座、講演会及び調理実習を開催することにより、栄養学の知識の啓発・普及および実践の定着を図ってきました。
今後5年間の目標	引き続き「健康を支える栄養学」に関する講座、講演会及び調理実習を開催し、より多くの被保険者に栄養学が普及・定着するよう努めます。



「健康を支える栄養学」講習会



「健康を支える栄養学」に基づく調理実習



(5) 安全で健やかな食生活を楽しめるまちづくり
(食育・地産地消分野)

このまちごはんプロジェクト

このまちごはんプロジェクトは、米作農家支援、食育支援を中心にし、米飯給食における地産地消消費推進事業として位置づけ、さらに子どもたちの米づくり体験モデル事業を通して流山産米を普及啓発するプロジェクトです。

米作農家の支援として、JAによる買い取り価格と自主流通米価格との差額補てんを行い、農家の安定した所得の向上を図ります。

米価の低迷により、米作農家の販売先として小口の消費者を特定することは大変な労力となります。そこで、学校給食米としての流通の確保は安定的な所得を得られることとなり、農家の労働意欲と担い手の確保に有効です。また、農家の安定的な農業所得は、遊休農地発生を抑制し、多面的機能を持つ農地の保全を図るうえで重要です。

平成22年度から流山市内すべての小中学校の給食で通年、市内で生産される米を使用し、米の生産と地域内消費の拡大を図り、子どもたちに食への関心と消費についての理解を促進します。また、既に実施している流山産の野菜等の学校給食利用も引き続き実施します。

事業の概要

担当課	農政課
これまでの取組み・課題	小中学校給食への市内産米や野菜の供給に努めた。消費地に近いという立地の中で卸売市場への出荷、スーパーマーケットへの契約出荷、農産物直売所への出荷それぞれの活性化に支援に努めました。
今後5年間の目標	地産地消の活性化にあたっては、小中学校給食への市内産米や野菜の供給を拡充すると共に、適宜身近な消費者である市民や商工業者、農業関係機関、大学等研究機関、NPO法人等様々な立場と生産者が意見交換できる機会の創設に努めます。 小中学校の食育の場において、農業や農地の多面的機能に対する理解が深まるように教育部門への情報提供に努めると共に生産者と生徒たちの交流の機会の創設を図ります。

米飯給食の写真



LUNCH TIME!!



第3章 V 重点施策

健康都市施策は流山市全体で推進していく必要があります。このため、リーディング事業だけでなく、市が施策を展開する全ての分野で市民の健康づくりに関する事業を一層推進していく必要があります。重点推進プランでは、リーディング事業以外の事業の中から、市民の健康づくりと健康なまちづくりのために重要な事業を重点施策に選定し、これらの事業を重点的に推進することで健康都市の実現を目指します。



(1) 心と体を健やかに育むまちづくり (保健・医療分野)

母子健康診査事業 《健康増進課》

母子健康手帳の発行及び妊産婦、乳幼児の疾病の早期発見、健康保持増進のため健康診査を実施します。

予防接種事業 《健康増進課》

乳幼児・児童生徒への予防接種を実施し、感染症の流行防止を図ります。
 なお、65歳以上の高齢者を対象にインフルエンザによる発病や重症化を未然に防止するため、個別接種方式により実施していた「高齢者インフルエンザ予防接種事業」は、平成25年度から「予防接種事業」に移管しています。

特定健康診査等事業 《健康増進課》

内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を中心とした生活習慣病の予防対策に重点を置いた健診・保健指導を行います。

後期高齢者健康診査事業 《健康増進課》

後期高齢者医療制度の被保険者の健康の保持増進を図るため、健康診査事業を行います。

学校保健検診事業 《学校教育課》

児童生徒及び幼児の健康の保持増進を図るため、各種検診を実施します。特に、市内小学校の2年生・5年生を対象とした、う蝕活動性テスト（虫歯菌の活動性テスト）や中学1年生を対象とした歯周疾患テストなどを通して、児童生徒の口腔衛生への意識を高めます。

心の相談事業 《障害者支援課》

心の病や不安を持つ人に対する専門医による早期の相談・指導を通してうつ病などの発症を予防することにより、心の健康を保持します。

子ども医療費助成事業 《子ども家庭課》

中学生以下の子どもの医療費を助成することにより、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図ります。



訪問看護ステーション運営事業

流山市直営の訪問看護事業所として平成8年10月にケアセンター内に開設しました。

在宅で、看護や介護を必要とされる方に、看護師が直接訪問し、病状の観察、身体の清潔、床ずれの手当て、リハビリなどの看護サービスを提供しています。主治医やケアマネジャーと連携をとりながら適切な看護によって住み慣れた家庭や地域社会で、在宅療養ができるようお手伝いしています。介護保険、医療保険制度に基づきサービスを提供しており看護に関する各種相談も随時受け付けています。

在宅で療養している方に対して、医師の指示のもと個々に応じた看護サービスの提供により、病状の悪化を防ぎ在宅療養の継続を支援します。

救急救助活動事業《中央消防署・北消防署・東消防署・南消防署》

救急・救助活動に使用する機械器具等の維持管理に努め、各種災害時に迅速、的確な行動が取れるよう職員の訓練を充実させ、市民生活の安心・安全を図ります。

救急救命講習事業《消防防災課》

市民に救命の知識・技術を習得していただくために、応急手当の普及を図る「普通救命講習会」を開催します。また、呼吸停止・心停止者に対する自動体外式除細動器(AED)の取り扱いを含む救命手当や応急手当の指導を行うとともに、家庭内で発生する転倒や火傷等の一般負傷事故の原因と予防策の普及・啓発により予防救急の推進を図ります。

自動体外式除細動器(AED)の借上・整備《財産活用課・社会福祉課・子ども家庭課・保育課・学校教育課・公民館・図書館等》

公民館や図書館、学校、幼稚園、保育所、学童クラブ、福祉会館等の公共施設に自動体外式除細動器(AED)を設置し、救急体制の確立を図ります。

消防署自動体外式除細動器(AED)借上事業《消防防災課》

各消防署(4署)及び各署消防ポンプ自動車(9台)にAEDを配備し、駆け込み救急及び出向途上における救急に対応します。(平成19年度開始)

また、市内で開催される催し等にAEDを貸し出しすることにより、救急業務推進と救命率の向上を図ります。(平成26年度開始)



(2) 緑の回復・保全と安心・安全のまちづくり（環境・都市基盤・安心・安全分野）

大気保全対策事業《環境政策・放射能対策課》

大気監視測定機器を適正に管理し、大気環境を常時監視することにより、大気汚染防止に努めます。

地球温暖化対策奨励事業《環境政策・放射能対策課》

市域全体のCO₂排出量を削減するため、削減に効果がある太陽光発電設備及び住宅用省エネルギー設備を設置した市民に対して奨励金を交付します。

路上喫煙等防止事業《環境政策・放射能対策課》

市内での路上喫煙、ポイ捨て、犬のフンの放置を禁止し、きれいなまちづくりを推進します。また、各種団体等との連携によるキャンペーンの実施やパトロールによる啓発・指導活動を行います。

環境マネジメント事業《環境政策・放射能対策課》

市役所の全事務事業を対象に認証・登録を取得した「エコアクション21」の取り組みを積極的に進め、省資源化・省エネルギー化等の環境負荷の低減に努めます。

沿線整備推進事業《まちづくり推進課》

つくばエクスプレス沿線整備を促進し、良好な市街地を形成します。

道路の新設・改良・拡幅《道路建設課》

市道の新設・改良・拡幅を進めることで利便性・安全性を高め、市民や利用者の生活環境向上を図ります。

下水道の整備《下水道建設課》

市民の快適な生活環境確保と河川等の水質汚濁防止のため、公共下水道整備を計画的に推進します。

水道事業の展開《経營業務課》

健康な生活を支える水道水の水質保全を図ります。



遊具施設等安全対策事業《みどりの課》

既に開設されている公園・緑地を住民の需要に応じて再整備することにより、利用の増進を図ります。

地域防災事業《防災危機管理課》

自主防災組織の育成・支援や総合防災訓練等を実施し、地域防災力の向上に努めます。

耐震診断及び木造住宅耐震改修補助事業《建築住宅課》

耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、住宅の耐震診断及び耐震改修に要する費用の一部を補助します。

安心安全事業《コミュニティ課》

自主防犯意識の普及高揚を図るため、「流山市民安全パトロール隊」などへの支援を行うとともに、防犯・防災などの情報を携帯電話に配信します。

交通安全啓発・指導事業《コミュニティ課》

年4回の交通安全運動期間を中心に飲酒運転の根絶や自転車利用の安全推進等の啓発活動、幼児・小学生・高齢者等の交通安全指導等を実施し、交通事故の抑止を図ります。



(3) 子育て環境の充実・長寿社会対応のまちづくり（福祉・教育分野）

地域子育て支援センター事業《子ども家庭課》

公設（1か所）と私立の保育園に、「地域子育て支援センター」を設置し、子育ての悩み相談や情報の提供、更には、センター内や各地域に出向いてふれあい活動を行い、子育て支援の充実をめざしています。私立保育園には必要経費を助成しています。

養育支援訪問事業《健康増進課》

養育困難家庭に、専門職により育児に関する技術支援を行います。

乳児家庭全戸訪問事業《健康増進課》

乳児のいる全ての家庭を訪問し育児に関するサービスについての情報提供をするとともに親子の心身の状況確認や育児上の不安についての助言を行います。

高齢者在宅福祉給付事業《高齢者生きがい推進課》

高齢者の自宅での生活維持及び健康維持を図るため、寝たきり高齢者または65歳以上の高齢者のみの世帯で布団を干すことが困難な方のお宅に布団乾燥車派遣し、乾燥消毒を行います。

高齢者住宅改造助成事業《高齢者生きがい推進課》

運動機能の低下や身体に障害があることで在宅生活に支障がある高齢者が住み慣れた自宅で安心して暮らせる住環境づくりを支援するため、住宅の改造費の一部を助成します。

ひとり暮らし高齢者緊急通報装置給付事業《高齢者生きがい推進課》

ひとり暮らし高齢者に対し、緊急時に消防本部と連絡が取れる緊急通報装置を給付することにより、安心した在宅生活を送れるよう支援します。

地区敬老行事支援事業《高齢者生きがい推進課》

多岐にわたり、社会に尽力いただいた高齢者を敬愛し、敬老意識の普及を図るため、市内各地で開催される長寿を祝う行事の開催を支援します。



高齢者生きがい推進事業《高齢者生きがい推進課》

高齢者の生きがいの支援や社会参加の促進を図るとともに、敬老思想の高揚を図りながら敬老に関する諸事業を推進します。老人クラブへの運営補助、敬老祝金の支給などを実施します。

シルバー人材センター運営費補助金事業《高齢者生きがい推進課》

高齢者に就業の機会を提供しているシルバー人材センターに運営費を補助することにより、高齢者の生きがい推進を図るとともに地域社会への参加促進に貢献します。

バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業《道路建設課》

市街地における歩行空間のバリアフリー化、連続性を確保するために、主要な歩行系ネットワークを中心として、歩道の拡幅・段差解消など、バリアフリー化を進めます。

教育、文化及びスポーツ施設整備等基金積立事業《教育総務課》

今後の流山市教育・文化・スポーツ施設の設備充実を図るとともに、資金計画に基づいた財源の一部を確保することにより、資金調達の一助とします。

学校サポート看護師派遣事業《学校教育課》

養護教諭が今日的な保健課題である薬物乱用・喫煙防止・心身の発達に関する指導・生活習慣病の予防などについて、児童生徒に指導を行う機会を増やし、児童生徒の積極的な健康教育の充実を図ることを目的として、サポート看護師を派遣します。

教育指導人材充実事業《指導課》

教育指導に優れた人材の活用を図り、活動補助、学習支援、環境美化、IT支援などのボランティア活動に参加していただくことで、教育内容の質的向上を図ります。また、人材の育成にも努めます。

学校サポート教員派遣研究事業《指導課》

算数・数学の少人数指導やチームティーチング、体験活動や宿泊行事への支援、個性を生かす教育と特別支援教育の推進のため、市単独雇用のサポート教員を配置し、教育活動の充実をめざします。

子ども専用いじめホットライン相談事業《指導課》

子ども自身が、いつでも安心して電話で相談できるホットラインを開設し、子ども自身へ直接的な相談支援アドバイスをを行い、問題克服を図ります。



(4) 地域の豊かな文化とスポーツを楽しむまちづくり（地域社会・文化・スポーツ分野）

自治会活動助成事業《コミュニティ課》

自治会がより活発に活動するために、自治会館維持・管理、大規模修繕及び自治会等交付金の補助等を行い、コミュニティ形成の醸成を図ります。

NPO活動推進事業《コミュニティ課》

「流山市民活動推進センター」を拠点とし、協働まちづくりを実現するため、NPOなど市民活動団体の総合的な支援や活動の推進を行います。「市民活動団体公益事業補助金制度」による事業の支援やフォーラムの開催などを実施します。また、団体を対象に市民活動の運営面を支援する研修講座を開催します。

商工業育成・助成事業《商工課》

商工業の振興を図るため、商工会議所及び商業団体等に対し各種補助金（明るい商店会づくりで安心安全なまちづくりにもつながる商業振興共同施設の設置・維持管理の補助等）を交付するほか、市内中小企業者の育成と振興及び経営の安定を図るため、資金融資の実施並びに利子補給を行います。

商店街空き店舗有効活用事業《商工課》

商店会などに対し、空き店舗を有効活用する場合の賃借料の半額助成や商業活性化アドバイザーを活用する場合の派遣費用の一部助成を行って、空き店舗の活用を促進するなど、商店街の活性化を図ります。

雇用促進事業《商工課》

高齢者や障害のある人の雇用を拡大するため、国が定める雇用条件によって事業主に奨励金を交付し、就労の安定と雇用の機会拡充並びに労働者の福祉向上を促進し、地域雇用の安定を図るほか、流山市勤労者互助会活動等を支援し、中小企業の従業員と事業主の福祉の増進を図ります。

芸術・文化振興事業《生涯学習課》

市民の行う文化活動を促進するとともに、芸術鑑賞など広く芸術文化に接する機会の拡充を図ります。



流山本町・利根運河ツーリズム推進事業《商工課》（流山本町・利根運河ツーリズム推進室）

流山市の観光の強みである流山本町地区および利根運河周辺に特化した観光拠点の創出と地域の活性化を図るための仕掛けづくりを行います。

流山本町界隈に存在する歴史的価値のある建造物を利用したギャラリーや飲食店などの店舗経営を支援するため、「流山本町・利根運河ツーリズム推進事業補助金」を制定し、観光交流拠点の創設による地域の活性化を図るとともに、観光による交流人口の増加を実現し、また利根運河においては「利根運河魅力再発見」をコンセプトに“首都圏のオアシス・流山”としてツーリズムの推進を図っていきます。

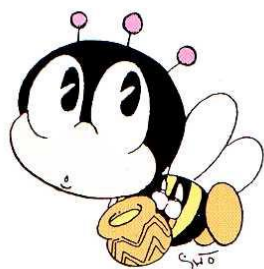
両地域における観光振興・活性化を図る目的で、地域にある歴史的建造物を活用し、ギャラリーや飲食店、民芸品等の販売・展示を行う拠点をオープンさせ、交流人口の増加に努めてきました。

「流山本町・利根運河ツーリズム推進事業補助金」を活用し、平成23年度は2店舗、平成24年度は1店舗、平成25年度には1店舗の合計4店舗が開店。既存の観光施設とあわせて、メディア等によるPR効果も表れ、まち歩きをはじめ来訪者が年々増加しています。

市のイメージ向上と企業・住民誘致の推進事業《マーケティング課》

PR、広告宣伝、イベント活動、WEBサイトなどのマーケティングツール、手法を通して、市のイメージアップ、知名度の向上を図り、住民誘致を推進します。また、フィルムコミッション事業による本市知名度アップによる地域の活性化を図ります。イベントにおいては、平成22年度からスタートさせた『森のマルシェ』をプラットフォームとして、DEWKS(double employed with kids): 子どものいる共稼ぎの夫婦をはじめとした市外の子育て世代に訴求するイベントを展開し、市の知名度とイメージの向上に努めます。

また、首都圏PR広告をはじめ、各種パブリシティ媒体を駆使し、流山市のブランディングに向けて活動します。



生涯学習のマスコット マナビィ

(5) 安全で健やかな食生活を楽しめるまちづくり (食育・地産地消分野)

学校での食育《健康増進課、指導課》

成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のために、望ましい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけられるよう、学校給食や栄養士による授業や啓発活動を通して、全小中学校で食育を行います。

農産物の安全性確保《農政課》

J Aや県などの農業関係機関と共同で防除基準を作成し、農薬の適期適正使用による減農薬化を推進するとともに、農薬使用記帳簿を配布し、記録簿への記帳指導を行い安全性の確保を図ります。また、出荷組合による残留農薬のチェックを支援していきます。

農業振興対策事業《農政課》

パイプハウス等の施設整備や省力化機械等の導入を促進し、高生産・高収益農業を推進します。

市民農園・体験農園設立支援事業

流山市では、野菜や米などの農作物の栽培が盛んですが、普段市内の農業や、そこで生産されている農産物と関わりを持つ機会のない市民も少なくありません。

市民に食と農への関心をより深めていただき、「地産地消」や「食育」を推進していくためには、市民の方に直接農業を体験していただき、自らの手で農産物をつくる喜びを知っていただくことが一番です。また農業者に農作業の指導をしていただき、子どもからお年寄りまで世代の異なる市民と一緒に農作業を行うことで人の交流の輪が広がることも期待できます。

エコロジー意識の高まりとともに農業への関心を持つ市民が増加傾向にありますが、農業知識のない市民にとっては、専門家の指導の下で気軽に野菜や草花の栽培ができる施設が求められます。

農作業を通じ市民の健康づくりに寄与するもので、農業者が農園経営を行う中で市民などの農園利用者に農業体験をしていただき、農作業や作物の成長と収穫の喜びの実感を通じ健康の増進を図っていただきます。

農産物の安全性確保《農政課》

J Aや県などの農業関係機関と共同で防除基準を作成し、農薬の適期適正使用による減農薬化を推進するとともに、農薬使用記帳簿を配布し、記録簿への記帳指導を行い安全性の確保を図ります。また、出荷組合による残留農薬のチェックを支援していきます。



○第3章 VIー ネットワーク推進プラン

健康都市運動は、行政の施策だけで推進できるものではなく、流山市全体で推進していく必要があります。また、健康づくりにおいて、市民一人ひとりが健康について興味を持ち、好ましい生活習慣を身につけて、継続して実践していくことが重要です。流山市では、健康づくりに関わるさまざまな取組みが行われています。市では、このような取組みの輪がますます広がるように、『広報ながれやま』で健康にまつわる情報を提供することや、市ホームページ内においても健康都市に関わる保健・医療・環境・暮らしなどさまざまな分野で情報共有を図ります。

その他、印刷物や市ホームページ、健康イベント、健康講座などの方法を通じて、健康都市に関する取組みの周知を図るとともに、市民の健康意識の向上を図ります。健康に関する市民の取組みについても広く紹介して行くことによって、相互の交流と情報の共有を推進します。

健康都市モデル事業の紹介

健康に関する取組みを既に行っている学校や団体などの事業を「健康都市モデル事業」として紹介します。

具体的には、そのようなモデル事業を『広報ながれやま』や市ホームページで紹介し、広く先進的な取組みを市民に広報・周知していくことが挙げられます。

これらの取組みを広く市民に周知していくことによって、健康づくりに取り組む組織や団体を増やしていきます。

情報の広場

健康都市運動に役立つ市内のさまざまな資源を十分に活用するためには、これらの資源に関する情報が市民の間で共有される仕組みづくりが必要となります。このような仕組みを広く周知するために、市のホームページ上に『健康都市コーナー』を設置します。その中の「情報のひろば」では、健康都市運動に関わる各課のページや、学校・企業・官公庁・NPO法人など各種の組織・団体のホームページなどに掲載されている健康づくりや健康都市に関する情報に簡単にアクセスできます。

「情報のひろば」は、市民の健康づくりに役立つ資源についての情報を集積し、市民が手軽にアクセスできるようにするシステムです。

コラム 流山市健康づくり推進員

「健康づくり推進員」は、市の委嘱を受けて市民の健康づくりを手助けするボランティアです。

地域住民に密着した健康的な食生活及び総合的な健康づくりの普及と推進を図ることを目的として昭和51年に「保健推進員」として発足したことがその始まりです。

当時は自治会等地域の推薦により委嘱され、乳児訪問等を行っており、その後、昭和63年には自主的な活動を目指す協議会組織として市からの補助金により活動を開始しました。

また、選任方法についても従来の地域からの推薦から公募方式に改められました。平成26年10月末現在では男性6名、女性18名の方々に3年間の任期で委嘱しています。

市内を北部・中部・南部・東部に分け、推進員を配置し、地域に根ざした健康づくりを推進するための活動を行っています。

健康に関する研修を受講していただき、そこで習得された知識を地域で広めていただくために、「健康まつり」での啓発をはじめ、栄養講座や運動教室を開催するなど、積極的に熱意を込めて行っていただいています。

主な活動内容や特徴のある取組みとして、地区栄養講座を企画・開催しています。「塩分控えめバランス食」「からだにやさしい食事」をテーマに栄養講座を開催するなど各地区でテーマを決め、献立を考え、レシピを作成しています。

また、運動講座も企画しており、地域でのウォーキング等の運動講座を開催することや、「流山市民健康まつり」へ参加するなど積極的に市民の健康づくりをサポートしていただいています。



第4章

健康都市施策の展開

第4章 I 健康都市施策の展開

健康都市施策は、健康都市推進プランを中心に推進していくこととなりますが、都市そのものを健康にすることで、あらゆる角度から市民の健康を実現するという、健康都市の理念に沿ったまちづくりを進めるためには、全ての部門の施策・事業が関わってきます。

ここでは、流山市が実施する事業のうち、第3章で示したリーディング事業及び重点施策以外の施策で市民の健康づくりに関わりのある事業を、健康都市施策の柱ごとにリストアップすることで、健康都市施策の全体像を示していきます。



(1) 心と体を健やかに育むまちづくり（保健・医療分野）

(1) 保健分野

① 検診・保健指導

母子健康教育相談指導事業《健康増進課》

妊娠から出産育児までの一貫した健康教育・相談・指導を行います。

高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成事業《健康増進課》

肺炎球菌感染を予防するため、平成26年4月1日から9月末まで、75歳以上の市民を対象に、ワクチン接種費用の一部を助成します。10月以降は定期化に伴い、定期接種対象者以外の方の接種機会を確保するため、対象者を65歳以上に拡大し、5年間助成制度を継続します。

② 市民の健康づくり

健康都市推進事業《社会福祉課》

本プログラムに盛り込まれた健康施策と健康都市推進プランを具体的に実施することで、健康都市の実現を目指します。

健康増進事業《健康増進課》

生活習慣病の早期発見・治療につなげるための各種がん等の検診や健康に関する相談・教育・指導を行います。

健康づくり支援事業《健康増進課》

市民の主体的な健康づくりへの情報提供として喫煙の健康への影響と受動喫煙防止に関する知識の普及啓発・食育の推進を図るための事業等を実施します。

ヘルスアップ事業《健康増進課》

運動のきっかけづくりを提供し健康維持と生活習慣病の予防を図ります。
(平成24年から事業の見直しを図りました。)



ヘルスアップ事業
福社会館等市内5か所で開催

(2) 医療分野

①医療体制

夜間小児救急医療確保事業《健康増進課》

平日夜間診療所の診察終了後の小児の一次救急を確保するため、市内病院が行う一次救急に対し負担を行います。

新型インフルエンザ等感染症対策事業《健康増進課》

新型インフルエンザ等感染症の発生に際し感染拡大防止の措置を取るため防護服、医薬品の備蓄を行います。

災害医療事業《健康増進課》

平常時から地域の災害医療対策の整備に関する事項の検討を行う場として医療関係団体等を構成員として会議を設置し、災害時に備えます。

放射線に係る健康相談事業《健康増進課》

福島第一原子力発電所事故後の健康不安に対応するための専門医による相談事業を行います。

後期高齢者医療保険制度事業《高齢者生きがい推進課》

75歳（一定の障がいがある方は65歳）以上の方が安心して医療を受けられるように、後期高齢者医療費の安定的な給付及び支給を行います。

人間ドック助成事業《国保年金課・高齢者生きがい推進課》

35歳以上の国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者の方が人間ドックを受診するとき、費用の一部を補助・助成します。

あんま・マッサージ等助成事業《国保年金課・高齢者生きがい推進課》

60歳以上の国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、あんま・マッサージ等の利用を助成することによって、健康の保持増進を図ります。



②救急医療

救急医療事業《健康増進課》

日曜・祝日・年末年始の救急医療機関の診療を確保します。

救急救命士養成事業《消防総務課》

救急隊の技術や資質の向上を図るために、高度な救命措置を行うことのできる救急救命士を養成します。

救急業務メディカルコントロール事業《消防防災課》

東葛飾北部救急業務メディカルコントロール協議会で行われる、救急活動における救命処置に関する事後検証部会及び救急隊員の教育指導部会の活動により、救急隊員の技術と資質の向上を図ります。



救急救命士 救急活動研修会
流山市消防本部大会議室にて



(2) 緑の回復・保全と安心・安全のまちづくり（環境・都市基盤・安心・安全分野）

(1) 環境分野

①環境保全

水質保全対策事業《環境政策・放射能対策課》

水質改善に必要な浄化施設の適正管理や市内主要河川の水質調査を実施し、公共用水域の保全に努めます。

生活排水対策推進啓発事業《環境政策・放射能対策課》

公共用水域の水質汚濁の主な原因は、生活排水であるため、浄化槽の放流水の水質の調査を実施し、維持管理に必要な啓発を実施します。

不法投棄対策事業《環境政策・放射能対策課》

市内に不法投棄された投棄物の処理と不法投棄の未然防止・早期発見のためのパトロールの強化・充実を図り、生活環境の保全に努めます。

市民環境講座事業《環境政策・放射能対策課》

地球温暖化問題をテーマに、市民向けの環境講座等を開催し、今日の地球環境問題に対する市民意識や取組みを啓発します。



流山北小学校で環境出前講座

地域環境保全推進指導事業《環境政策・放射能対策課》

空地（宅地化された土地及び住宅地に隣接する土地）の草木の適正管理を促進するため、管理指導を行い不快害虫など発生抑制等に努めます。

ごみゼロ作戦実施事業《環境政策・放射能対策課》

自治会・各種団体・市民の協力を得ながら春・秋ごみゼロ運動及び江戸川クリーン作戦を実施します。

低公害車借上事業《環境政策・放射能対策課、財産活用課》

自動車の排気ガスによる大気汚染を削減するため、低公害車をリースにより導入します。

地球温暖化対策実行計画推進事業《環境政策・放射能対策課》

地球温暖化対策の具体的な行動を推進するため、夏季・冬季の2回、一か月の電気使用量を前年度比で一定量削減した家庭に「ながぼんポイント」を付与する「節電チャレンジ」や省エネ啓発機器の貸し出し等により、一般家庭からの二酸化炭素排出量の削減を推進します。



地球温暖化対策のひとつ「電気自動車」

②資源循環

廃棄物減量等推進員事業《クリーンセンター》

市と市民が一体となって、ごみ減量・資源化を推進するため、各地域の廃棄物減量等推進員に対する会議等を開催し、より一層のごみ減量・資源化の推進を図ります。

ごみ減量・資源化啓発事業《クリーンセンター》

ケロクルミーティング（出前講座）やガレージセール及びリサイクルに関する各種講座、教室等の開催など様々な機会を捉えて、市民へごみ減量・資源化を啓発することにより、より一層のごみ減量の推進を図ります。

リサイクル団体育成支援事業《クリーンセンター》

報償金や奨励金を支給するなどの支援を行うことにより、集団回収を促進し、資源物の有効利用の促進を図ります。

リサイクル推進店実施促進事業《クリーンセンター》

ごみの減量・資源化に取り組んでいる店舗を「リサイクル推進店」として認定し、広く市民へ周知し、市民・事業者・行政の三者の協働によって循環型社会の形成を図ります。

剪定枝資源化施策運営事業《クリーンセンター》

資源循環型社会に資するため、剪定枝のマルチング材化及び堆肥化等を行い、資源化します。



ケロクル
ごみ減量・資源化キャラクター

(2) 都市基盤分野

① 都市基盤の整備

ぐりーんバス運行事業《都市計画課》

市民の移動手段の確保と利便性向上を図り、公共交通の利用促進による環境負荷の低減に努めます。※ぐりーんバスについてはP 6 コラムをご覧ください。

都市整備推進事業《まちづくり推進課》

つくばエクスプレス沿線以外の駅周辺の市街地整備を促進し、良好な市街地を形成します。

公開通路等整備事業《まちづくり推進課》

つくばエクスプレスの駅舎等で分断されるセンター地区について、公開通路を整備し、適切な管理を行うことにより円滑な歩行者ネットワークを確保します。

下水道の維持管理及び普及《下水道業務課》

公共下水道の機能を確保するため適切な維持管理を行います。併せて、公共下水道への接続を促進し、水洗化率向上による衛生的な生活環境の改善及び江戸川と手賀沼の公共用水域の水質の保全を図ります。



整備が進む公共下水道

②公園・緑地

緑化推進事業《みどりの課》

生垣の普及、緑化講習会やガーデニングコンテスト等を行い、緑をつくり育てる楽しさを感じていただくことにより、緑化の推進を図ります。

市民の森整備事業《みどりの課》

個人の所有する山林を市が借りている「市民の森」の再整備を行い、利用の増進を図ります。

街路樹整備事業《みどりの課》

枯損した樹木を撤去して新たに植栽することにより、都市の代表的な緑としての景観を保ちます。



ガーデニングコンテスト作品展示

(3) 安心・安全分野

①防災

防災管理事業《防災危機管理課》

防災行政無線等の災害対策施設を整備することによって、災害に対する防災力の向上に努めます。

災害用井戸設置事業《防災危機管理課》

災害時における生活用水の確保を目的に、避難場所である市内小中学校などに井戸を設置します。

避難場所案内板等整備事業《防災危機管理課》

案内板などの整備は、災害が発生した場合に、住民が安全に避難できるような確かな誘導と避難場所の周知が必要なことから、避難誘導體制の整備を図ります。

防災備蓄倉庫設置事業《防災危機管理課》

防災対策の一層の充実を図るため、防災用備蓄品を収納する倉庫を設置するものです。地域性を考慮しながら避難場所である小中学校等に分散配置し、備蓄品の購入と併せて防災備蓄倉庫を年次計画により設置していきます。

災害救助事業《社会福祉課》

一定規模の自然災害により被災した住民へ災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金貸付制度に関する市町村負担金を負担し被災世帯の救済を図ります。

災害時要援護者避難支援プラン策定事業《社会福祉課》

災害時の避難に支援が必要な人を把握し、その支援の確保に努めるため、災害時の要援護者に対する避難支援プラン（個人計画）を作成するとともに支援体制の整備を図ります。

水防事業《河川課》

水防（消防）団や流山建設業協同組合等の関係機関と協力し、水害を未然に防ぎまたは軽減するため、河川や水路の監視や警戒を行うとともに、早期に水防体制を確立し浸水対策を講じます。



消防団活動事業《消防総務課》

消防団の士気の高揚及び知識・技術の向上を図るため各種研修・訓練等を行い、災害活動時に迅速的確な防ぎよ活動の推進を図ります。

火災予防及び調査事業《予防課》

市内で発生した火災の原因を特定し、火災発生の軽減を図ります。また消防同意や危険物規制で法令等に基づき審査・規制を行い、火災の危険を未然に防ぎます。義務づけられている点検・訓練を実施指導して火災予防を推進します。

火災予防運動啓発事業《予防課》

春・秋の火災予防運動や歳末火災予防特別警戒の期間に消防職員・団員を投入して火災予防に必要な巡回広報・ポスターの配布・立入検査・消防訓練・防火PRなどを行い、防火の輪を広げていきます。

防災及び救急救助事業《消防防災課》

消防業務である消防、救急及び救助活動が円滑に推進できるよう、これに関わる所要の整備及び事務を行います。

消防団水害対策事業《消防防災課》

甚大な被害をもたらす水害に対し、その被害を最小限にするため、消防団員による警戒出動及び水害出動等の水害対策を図ります。

消防活動事業《中央消防署・北消防署・東消防署・南消防署》

消防資器材の維持管理の徹底と、各種災害時に迅速な行動と活動が取れるよう職員の訓練を充実させます。予防査察の強化を図り予防消防を推進します。



「火災予防運動PR活動」

②防犯

防犯灯設置費補助事業《コミュニティ課》

犯罪を未然に防止するために自治会などの防犯灯設置経費の一部を補助します。

学校安全確保施設整備事業《教育総務課》

学校への不審者侵入の防止対策を整備し、児童・生徒などの安全を確保します。

③交通安全分野

放置自転車の防止《道路管理課》

東武線・流山線・つくばエクスプレス沿線駅周辺の放置自転車を防止するために、自転車放置禁止区域の周知に努めるとともに、自転車駐車場への誘導や放置自転車の撤去を行います。

交通安全施設整備事業《道路管理課》

交通事故を未然に防止するため、道路照明・道路反射鏡・区画線などの交通安全施設を整備し、道路利用者の安全性の確保・向上を図ります。



(3) 子育て環境の充実・長寿社会対応のまちづくり（福祉・教育分野）

(1) 福祉分野

① 子育て支援

ひとり親家庭等医療費助成事業《子ども家庭課》

18歳に達するまでの児童を扶養する母子家庭などのひとり親世帯に、医療費を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。

児童手当支給事業《子ども家庭課》

中学校3年生（15歳）までの児童を対象に児童手当または特例給付の支給に関する業務を行います。

子どもの遊び場維持管理事業《子ども家庭課》

子どもの遊び場を安全に使用できるように、遊具点検及び修繕、樹木の剪定等の維持管理を行います。

ファミリーサポートセンター支援事業《子ども家庭課》

ファミリーサポートセンター事業は、育児の援助が必要な人（利用会員）と育児の援助ができる人（提供会員）により構成する会員相互の支援活動を行う組織で、保護者の仕事と家庭の両立支援を目的としています。平成20年度より、ひとり親家庭の利用者に対する助成制度（所得制限あり）を創設しました。

マタニティキーホルダー作成事業《子ども家庭課》

妊娠初期の人も妊娠していることが分かり、周囲の人が、さりげなく妊婦に配慮をできるようマタニティキーホルダーを活用して、妊婦に優しい環境をつくれます。

レッツ健康アップ事業《子ども家庭課》

子どもの体力づくりを目的に運動の好きな子・苦手な子等、誰もが参加しやすいゲーム的な運動遊びを取り入れ楽しく体力向上できるようにします。



母子自立支援員設置事業《子ども家庭課》

母子自立支援員による母子家庭などへの福祉資金等貸付に関する相談援助や申請支援、就業に関する相談・助言などを行うことにより、母子世帯等の自立を支援します。

子どもショートステイ事業《子ども家庭課》

18歳未満の児童を対象に、保護者が病気などの理由で家庭での養育が困難になったとき、児童を児童養護施設に一時保護することによって、児童の安全な養育の確保を図ります。

家庭児童相談員設置事業《子ども家庭課》

家庭における児童・幼児に関する様々な問題について相談・助言を行い、児童福祉を推進します。

私立幼稚園等補助事業《子ども家庭課》

補助金を支出して保護者の経済的負担を軽減することで、幼稚園教育の充実を図り、幼児の健全な育成に寄与します。

学童保育運営事業《保育課》

小学校児童を対象に、家庭内保育が困難な場合に、放課後の保育を行うことにより、健全育成を図ります。

学童クラブ施設整備事業《保育課》

放課後児童の健全育成を図るため、1小学校区1学童クラブの施設整備を図り、指定管理者制度を設けて行っているが、学童の需要は増加傾向にあり、今後も保育環境を整えるため施設整備を行います。

統合保育促進事業《保育課》

心身に障害のある児童が集団での保育を受けることにより、当該児童の成長を支援し、もって児童の福祉の増進を図ります。

乳幼児健康支援一時預かり事業《保育課》

保育所などに通所中の児童を、病気の回復期で集団保育が困難な期間に、保育所に付設された専門スペースにおいて一時的に預かります。

つばさ学園運営事業《児童発達支援センター》

障害のある児童を日々保護者のもとから通わせて、保護するとともに、独立自活に必要な知識・技能を与えることを目的とします。

つばさ学園療育相談事業《児童発達支援センター》

障害の早期発見から早期訓練へといった効果的な療育指導により、子どもの成長の支援と親の不安や負担の解消を図ります。

幼児ことばの相談室運営事業《児童発達支援センター》

ことばの遅れや、難聴などによりことばに課題のある就学前の幼児に対し言語聴覚士が相談、指導を行います。

②高齢者支援

老人保護措置事業《高齢者生きがい推進課》

概ね65歳以上の方で経済上・環境上などの理由で養護老人ホームに入所措置が必要な高齢者に日常生活上必要な医療・福祉サービスを提供することにより、高齢者の福祉向上を図ります。

在宅高齢者介護予防・生活支援事業《高齢者生きがい推進課》

外出困難な高齢者に、病院などへの送迎を行う外出支援サービスや訪問による理美容サービスを提供し、在宅生活の継続・向上を図ります。

高齢者等市内移動支援バス事業《高齢者生きがい推進課》

市内の送迎バスを運行している企業等の協力のもと、バスの空席を活用して移動支援を行い、生きがいのある地域づくりを支援します。

独居高齢者声の訪問事業《高齢者生きがい推進課》

独居高齢者などを対象に、安否確認「声の訪問」を自治会役員や老人クラブ役員、民生委員などで構成する「地区社会福祉協議会」で行い、在宅生活における安全対策の一助とします。

(平成27年度からは「高齢者セーフティネット活動支援事業」として、地区社会福祉協議会が行う安否確認だけでなく、熱中症対策の教養講座・啓発講座等の活動に対しても支援していく予定です。)



敬老バス事業《高齢者生きがい推進課》《高齢者生きがい推進課》

高齢者の教養及びレクリエーション等の用に供する敬老バス「さつき号」を運行し、高齢者間の交流の場と生きがいづくりを支援します。

介護予防事業《介護支援課》

高齢者が要介護・要支援状態になることを予防し、心身の状況の改善とともに、生活機能全般の維持・向上を図ることで、居宅で活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援する事業です。

地域包括支援センター《介護支援課》

地域にある社会資源を使って、高齢者の生活を総合的に支えていく拠点として設置されており、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などが中心となって、介護予防に関するマネジメントをはじめ、高齢者への総合的な支援を行います。



地域包括支援センター
介護予防教室の様子

高齢者の権利擁護事業《介護支援課》

地域において尊厳ある生活を維持し、安心した生活を送ることが困難な高齢者に、専門的・継続的な観点から、権利擁護のため必要な支援（虐待の早期発見、成年後見制度の活用促進等）を行います。

社会福祉法人等利用者負担軽減事業《介護支援課》

低所得で生計が困難である方に対して介護保険サービスの利用者負担額の軽減を行う社会福祉法人等に一定の助成をすることにより、当該利用者の経済的負担を軽減し、また介護保険サービスの利用促進を図ります。

③障害者支援

自立支援給付事業《障害者支援課》

障害のある人に、全国均一の基準により、必要な障害福祉サービスの支援を行い、障害者福祉の増進を図ります。

地域生活支援事業《障害者支援課》

障害者総合支援法の「地域生活支援事業」に該当する事業を実施し、障害者福祉の充実を図ります。

福祉手当等支給事業《障害者支援課》

障害のある人に福祉手当を支給することで生活の安定と福祉の増進を図ります。

障害者団体育成支援事業《障害者支援課》

障害のある人の社会参加と社会的自立を支援し、福祉の増進を図るため、障害者団体等に補助金を交付します。



就労継続支援B型事業所 さつき園

身体障害者福祉センター指定管理者事業《障害者支援課》

身体障害者の社会参加や社会的自立、また生きがいを高めることを目指し、機能訓練や社会適応訓練を行います。また、手話奉仕員や要約筆記奉仕員の養成講座を行います。

成年後見申立て事業《障害者支援課》

障害により物事を判断する能力が不十分で、家族・親族による申立を行うことができない障害者に代わり市が申立を行い、障害のある人ご本人の権利を守ります。

在宅障害者福祉サービス事業《障害者支援課》

在宅障害者へ自動車燃料費助成や、福祉タクシーの補助等種々の福祉サービスを提供し、障害者の生活安定を図ります。

④地域福祉・生活福祉

保健福祉施策事業《社会福祉課》

保健福祉に関わる有識者等で構成される「福祉施策審議会」で必要な調査及び審議を行い、福祉施策の推進を図ります。

市民福祉活動事業運営費資金貸付事業《社会福祉課》

NPOが新たな市民福祉活動事業を開始する際に、必要となる事業運営資金を無利子で貸し付けることにより、市民福祉活動を推進します。

民生委員児童委員活動推進事業《社会福祉課》

住民と行政等の専門機関との橋渡し役を担っている民生委員・児童委員の活動を支援し、推進します。

見舞金支給事業《社会福祉課》

特定疾病療養者・原爆被爆者・災害被災者に、見舞金の支給を行います。

生活保護法に基づく扶助事業《社会福祉課》

生活の困窮する市民に対し、困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障し、自立助長を図ります。

⑤バリアフリー

交通バリアフリー化設備整備事業《都市計画課》

駅舎等利用者の移動円滑化を検討します。



歩道に設置された点字ブロック

(2) 教育分野

① 学校教育

学校施設の整備・改修《教育総務課》

校舎の改修や外壁の修理、プールの改築及びエアコンの整備を通じて、良好な教育環境の実現を図ります。

幼稚園施設整備事業《教育総務課》

園児の安全確保と充実した教育環境の整備を図り、ゆとりある幼児教育の展開に努めます。

育英資金給付事業《教育総務課》

高等学校・高等専門学校・専門学校・専修学校（高校課程）に通う学費の支弁が困難な生徒に、育英資金を給付します。

入学準備金貸付事業《教育総務課》

高等学校等の入学準備金の調達が困難な保護者に貸付を行い、進学を希望する生徒に教育の機会を提供します。

文化・スポーツ振興事業《教育総務課》

文化・スポーツ等の大会に出場を果たすことなど優秀な成績を収めた市民・団体に奨励金を交付します。

小中学校就学援助事業《学校教育課》

経済的理由により就学が困難な児童生徒に援助を行います。

学校教育運営事業《学校教育課》

学校教育の充実を図るとともに、教職員の資質と専門性の向上に努めることで、心豊かで主体性に満ちた児童生徒を育成します。

教育内容充実事業《指導課》

豊かな心と健やかな体を育むために、多様な体験活動を推進・奨励します。また、力量を高める教師とともに誇りある学校を目指し研修・研究の充実を図ります。

特別支援教育推進事業《指導課》

特別支援教育に対応するため、教室の改装や教材の確保、教員の研究推進を図ります。また、小中学校特別支援学級交流会を開催します。

教育用インターネット活用推進事業《指導課》

教育用インターネットの活用を通じて、児童・生徒の情報活用能力の向上を図ります。

ICT 学習空間整備事業《指導課》

市内小中学校のパソコン教室・普通教室・特別教室などにパソコンを設置します。
また、フィルタリングサーバーを設置し、安全な情報教育の充実を図ります。

「めだかの学校」事業《公民館》

「めだかの学校」は、異年齢の子どもたちが親元を離れ野外に宿泊するものです。集団生活の中で子どもたちの自主性・協調性を高め、心豊かでたくましく生き抜く力を育むことを目指します。



「めだかの学校」～サバイバルキャンプ～

②生涯学習

基盤・学習機会整備事業《生涯学習課》

様々な世代に応じた学習情報の提供や社会変化に応じた各種事業の展開を図り、学習機会の充実に努めます。

学校の開放《生涯学習課》

学校施設を有効活用するため、休日等に生涯学習活動に利用したい市民や団体への貸し出しを行います。

ライフステージに対応した学習充実事業《公民館》

児童期・子育て期・高齢期など各世代に応じた学習機会の提供を図ります。

生活課題に対応した学習充実事業《公民館》

健康・安全・環境など生活課題に対応した学習機会の提供を図ります。

ICT 学習支援事業《公民館》

情報化社会に対応するため、パソコン初心者を対象とした入門コースを中心に、パソコン技術習得のための学習機会を提供します。



流山市ゆうゆう大学《公民館》

中高年者がより充実した人生を送るために必要な知識や技能を、継続的な集団学習を通じて習得させるとともに、仲間づくりや地域参加の機会を提供することも目的として、市内各公民館と南流山センターの5会場で二年制の大学を開設します。

博物館活動事業《図書・博物館》

市民が流山の歴史や文化財、自然環境に親しみ理解を深められるように、常設展の公開や企画展の開催、講演・講座の開講、資料の収集保管・調査研究活動等を行います。

図書館資料整備事業《図書・博物館》

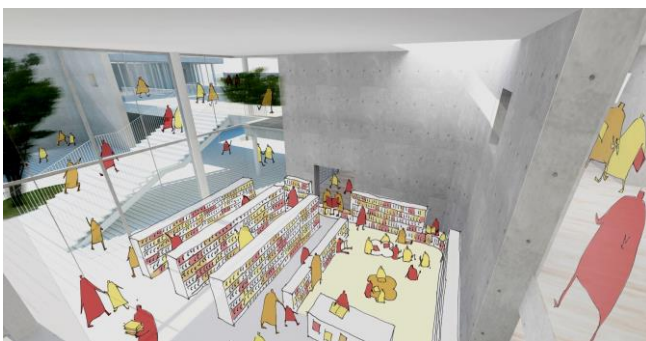
市民の多様な資料ニーズに応えるため、中央・地域図書館や各分館に一般図書・児童書・参考図書等を購入し、蔵書として整備することにより、情報拠点としての資料の充実を図ります。健康や環境に関する資料については、新しい資料を予算の範囲内で購入し、蔵書数の充実を図ります。



子ども読書まつりの様子

新市街地地区図書館整備事業《図書・博物館》

おおたかの森小中学校の2階部分には、学校の図書館とは別に、主に児童書を中心とした、こども図書館を併設します。これは、子育て世代の方が気軽にお子様と絵本などを楽しむことができる場となるよう設置するものです。既存の図書館と同様に、利用者が自由に検索可能な端末を配置し、一般の方の予約図書の受け取りにも対応します。



こども図書館イメージ図

(4) 地域の豊かな文化とスポーツを楽しめるまちづくり（地域社会・文化・スポーツ分野）

(1) 地域社会分野

① 市民活動

自治会館建設費補助事業《コミュニティ課》

自治会館建設にかかる経費の一部を補助することにより、自治会活動を活性化させることで、全市コミュニティの推進を図ります。

青少年健全育成団体運営事業《生涯学習課》

青少年関係団体と協働し、青少年が安心して安全に生活できる相談体制や指導体制などの環境づくりと、健全育成の推進を図ります。

国際標準規格認証取得支援事業《商工課》

市内中小企業の経営改善を図るため、国際標準化機構が定める ISO9000 シリーズや ISO14000 シリーズの認証取得を申請する事業者には、申請料の一部を助成します。

② 商工業振興

新産業創出促進事業《商工課》

産学連携及び新産業創出の推進により、本市の産業の振興及び地域の活性化に資するため、市内の中小企業者と大学等とが連携して新技術等の研究開発を行う「産学連携事業」または新製品の販路の開拓を図る「販路開拓事業」にかかる経費の一部を助成します。

企業立地促進事業《誘致推進課》

企業の立地の促進、市民の雇用の増大及び市内の企業の事業機会の拡大を図り、もって本市の産業の振興に寄与することを目的とし、立地企業に、奨励金等を交付します。

観光育成・助成事業《商工課》

観光の振興を図るため、関係団体へ補助をするほか各種行事やイベントの推進を行うなど本市観光のPRを行います。また、ふるさと産品との相乗効果による本市知名度アップによる地域の活性化を図ります。

産学官連携新規事業者等施設入居事業《商工課》

産学官連携による新たな事業の創出及び産業の振興を図るため、東大柏ベンチャープラザに入居して行う研究開発の成果に基づいて事業化を目指す事業者に、居室賃料の一部を助成します。

③雇用・労働

地域職業相談室事業《商工課》

就労機会の拡大や雇用の安定のために、松戸公共職業安定所との連携による「求人検索システム」を活用した職業相談や情報提供を行い、雇用対策の充実を図ります。

母子家庭等就労促進費用助成事業《子ども家庭課》

(教育訓練給付金・高等職業訓練給付金促進給付金)

母子家庭及び父子家庭の自立に向けた就職やキャリアアップのため、あらかじめ指定された教育訓練講座を受講した場合に受講に要した経費の一部を補助します。看護師等の資格取得のために、2年以上養成機関で就学する場合に、一定期間「高等職業技能訓練促進給付金」を支給し、生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にします。

障害者就労支援センター運営事業《障害者支援課》

障害のある人の雇用促進と職業生活の充実を図り、社会的・経済的自立を促すことを目的として、就職に向けての訓練や、職場定着に至るまでの相談、支援を行います。

④人権擁護

男女共同参画社会づくり事業《企画政策課》

講演会やイベントの開催等の啓発活動を通じて、男女共同参画を推進していきます。



男女共同参画パネル展

人権擁護に関する啓発活動《秘書広報課》

講演会や人権作文・ポスターの展示等を通じて、人権に関する広報・啓発活動を推進します。

人権啓発活動活性化事業《秘書広報課》

県人権啓発活動委託を受託し、「松戸人権啓発活動地域ネットワーク協議会」（松戸市・流山市）の主催で、事務局として2市が持ち回りで人権啓発に関する講演会と映画のつどいを催し、人権尊重思想の普及高揚を図り、市民等の人権問題に対する正しい認識を広めていきます。

（2）文化・スポーツ分野

①文化振興

文化財保護・推進事業《図書・博物館》

流山市の歴史や文化を理解するのに欠くことのできない文化遺産を守り伝えるとともに、その活用を図ります。

②スポーツ振興

スポーツ講習会・大会開催事業《生涯学習課》

「流山ロードレース大会」や「市民体育大会」のほか、軽スポーツ講習会などを開催し、スポーツ活動機会の提供に努めます。

生涯スポーツ指導者の育成と活用事業《生涯学習課》

スポーツ・レクリエーション活動がどこでも気軽に楽しめるよう、自治会・団体等の求めに応じて、生涯スポーツ指導者を派遣して指導や助言を通じて活動を支援します。



無形民俗文化財として伝承される おびしゃ行事（左） ズンガラ餅行事（右）

学校体育施設利用促進事業《生涯学習課》

身近な場所で気軽にスポーツ活動に親しめるよう学校体育施設の利用を促進します。

姉妹都市少年スポーツ交流事業《生涯学習課》

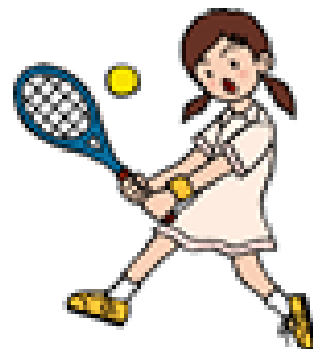
流山市と相馬市のスポーツ少年の交流を通して、姉妹都市の友好を図るとともに、健全育成の推進に努めます。

スポーツフィールド整備事業《生涯学習課》

市内各地の遊休地や利用可能な土地を多目的運動場として活用し、生涯スポーツ活動の場の提供に努めます。



流山市・相馬市姉妹都市交流少年野球大会



(5) 安全で健やかな食生活を楽しめるまちづくり（食育・地産地消分野）

(1) 食育分野

① 食生活改善

食の自立支援配食サービス事業（食の自立支援利用調整事業）《介護支援課》

在宅高齢者が健康で自立した生活を送れるよう、「食の自立」の観点から、心身の状況、環境等を調査分析し、地域の実情に応じ給食サービスのほか、食関連サービスの利用調整を行います。

米消費拡大推進事業《農政課》

ごはん食の良さを再認識していただき、米の消費拡大を図ります。市民まつり会場でのもちの安価販売や太巻き寿司講習会などを実施します。



太巻き寿司講習会の様子

(2) 地産地消分野

① 農業振興

遊休水田適正保全管理事業《農政課》

多面的な機能を有する水田を適正管理し、良好な生産環境や景観を維持するとともに、不法投棄の防止や犯罪予防の観点から、遊休水田の草刈りを行うことを地権者に奨励します。

農用地利用集積推進事業《農政課》

農地の遊休荒廃化防止のために、中核的農業者に遊休農地の有効利用を促進し農業経営の安定化に努めます。

農業経営安定対策事業《農政課》

農業施設の整備・拡充により、農業経営の高度化と安定を図る農業者に利子補給をします。

農業団体指導・育成事業《農政課》

農業の振興を図るためには総合的な施策展開が必要であり、各種団体との連絡調整が不可欠なことから、その育成を図ります。

高品質農産物生産事業《農政課》

水稻病虫害防除の推進を図るほか、畑地の土壌消毒、ねぎ赤錆病の共同防除を推進し、環境に配慮した農業の推進と農産物の生産性の向上を図ります。

農業生産法人設立支援事業《農政課》

中核的農業者に法人化を奨励し、大型機械による農作業の受委託等を積極的に推進し、農業者の高齢化や担い手不足に対応して、農業生産の向上を図ります。



野菜づくりにチャレンジする園児

②地産地消

学校給食での地元産農産物の活用《学校教育課》

流山で収穫された米や野菜を季節に合わせて学校給食に取り入れて活用します。

③農業体験

市民農園事業《農政課》

農作業や作物の成長と収穫の喜びの実感を通し健康の増進を図っていただきます。なお、運営管理は公益社団法人シルバー人材センターが行います。

学校での農業体験《指導課》

学校敷地内でさつまいもや稲を栽培し、農家の方の協力などにより、校外の畑で野菜を栽培するなどの体験を行います。

エコ農業推進事業《農政課》

減化学肥料の拡大で、環境への負荷を低減する方向のエコ農業を推進します。また、このため、有機農業を推進する堆肥の導入を支援し減化学肥料と有機農業を推進します。

子どもたちの米づくり体験モデル事業《指導課》

米づくり体験により、お米の生産過程を学ぶことを通して、子どもたちの食育を推進します。



八木南小学校 田植え体験

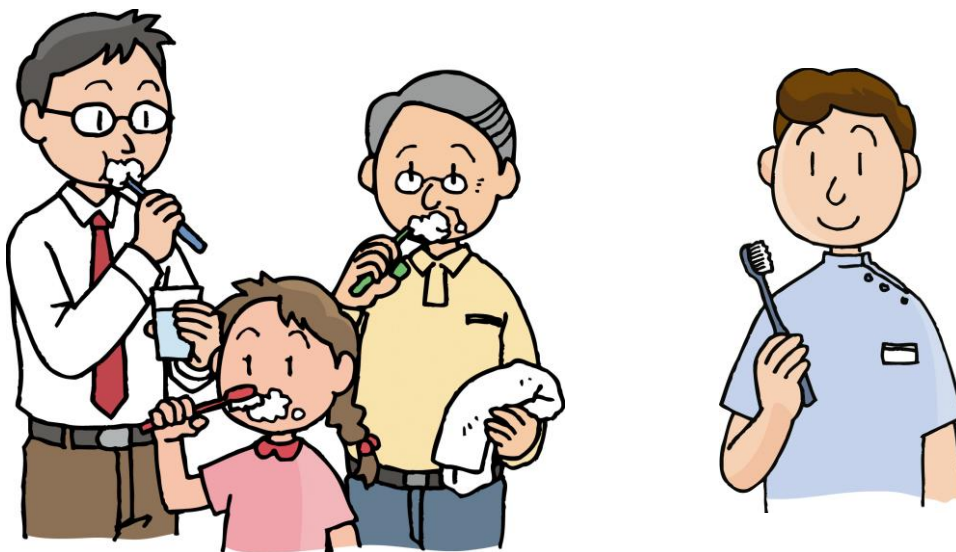
コラム 歯と口腔を健康に

歯と口腔の健康は「食べる」ことだけでなく、全身の健康を保持するうえで非常に重要です。市民の健康の保持増進及び健康寿命の延伸に効果的な歯と口腔の健康づくりを進めていくために、平成26年7月1日から「流山市歯と口腔の健康づくり推進条例」が施行されました。

乳幼児期、学童期及び思春期において歯と口腔を健康に保つことは、心身の健全な成長につながります。また、成人の歯周疾患は、生活習慣病をはじめ、さまざまな全身の健康に関係しています。高齢者の方々にとっても、よく噛んで食べることができるかどうかは健康と生活の質にも大きく影響します。

「流山市歯と口腔の健康づくり推進条例」では、市民一人ひとりの歯と口腔の健康づくりの推進について、基本理念に定め、市が歯科医師等、教育等関係者及び市民がそれぞれ有する役割を明らかにし、相互に連携・協力して、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に取組みを推進することがうたわれ、市民一人ひとりが生涯にわたり、生き生きと元気に過ごせることを目的としています。

流山市では、今後も子どもから高齢者に至るまで、すべてのライフステージにおいて、保健、医療、福祉、教育などさまざまな分野が実施する歯と口腔の健康づくりの事業を推進し市民の歯と口腔の健康づくりをサポートしていきます。



第5章

資料

第5章（1）流山市健康都市プログラム策定過程

会議等	月 日	審議内容
平成26年度 第9回福祉施策審議会	平成26年10月2日	第1章及び第2章 (1) 諮問 (2) 策定方針 (3) 策定スケジュール
平成26年度 第11回福祉施策審議会	平成26年10月22日	第3章 (4) リーディング事業 (5) 重点施策 (6) ネットワーク推進プラン

※福祉施策審議会での審議、パブリックコメント手続きの実施（実施期間：平成26年11月21日～平成26年12月22日）を今後予定しています。

第5章（2） 流山市福祉施策審議会委員名簿（平成26年4月1日現在）

（任期：平成25年11月22日～平成27年11月21日）

◎：会長 ○：会長職務代理者

委嘱区分	氏名	役職名等
福祉サービスの提供を受け る者を代表する者	石塚 三喜夫	流山市老人クラブ連合会会長
	鈴木 れい子	流山市障害者団体連絡協議会会長
ボランティア団体を代表 する者	○鎌田 洋子	流山ユー・アイネット理事
社会福祉法人の役員又は 職員	鈴木 孝夫	流山市社会福祉協議会会長
	中 登	社会福祉法人あかぎ万葉理事長
民生委員（児童委員）	大野 トシ子	流山市民生委員児童委員協議会会長
医師会を代表する者	大津 直之	流山市医師会理事
歯科医師会を代表する者	平原 雅通	流山市歯科医師会理事
学識経験者を有する者	◎小島 富美子	江戸川大学総合福祉専門学校 社会福祉科 非常勤講師
関係行政機関の職員	中村 知江	松戸健康福祉センター副センター長
	森山 直人	柏児童相談所所長
市民等	鈴木 五郎	流山市民
	田村 敬志	流山市民
	上平 慶一	流山市民
	米澤 政見	流山市民
	杉田 修司	流山市民
	栗飯原 誠	流山市民
	小泉 尚子	流山市民

第5章（3）流山市福祉施策審議会 答申書

答申については、平成27年1月
下旬にいただく予定です。

第5章 (4) 健康都市連合憲章

2003年10月17日 マニラ

2004年10月13日 クチン

2008年10月26日 市川

健康都市連合憲章 (Charter of the Alliance for Healthy Cities)

前文

私たち健康都市連合のメンバーは；

市民の生活の質 (Quality of life) を向上させ、不平等を是正することを決意する。

健康とは、単に疾病や障害がないだけでなく、肉体的・心的・社会的・精神的に良好な状態のことであること、さらに健康が住民の基本的権利であることを認識する。

また、互いの組織が協力しあい、できるだけ高いレベルの健康を達成するために多部門による行動が必要であることを確認する。

都市化 (Urbanization) は全世界的な現象であり、都市住民の生活の質と健康の向上のためには、組織横断的な行動が必要であると認識する。

都市がかかっている社会的、政治的、経済的、環境、そして健康についての目標を達成するために、地方政府は急速に拡大する都市域を適切に経営し、説明責任、透明性、予見性をそなえ、そして法令に従って運営しなければならないことを認識する。

ヘルシーシティーアプローチ (Healthy Cities approach) を通して、個人やグループが自身の生活の質を向上できるようにすることを決意する。

都市間でヘルシーシティーのアプローチとその考え方について情報や経験を積極的に共有する。

健康を重視する都市政策 (Healthy public policy) を立案し、健康を支える環境を整え、コミュニティーの活動を強化し、個人の能力開発を促し、より高い健康水準を達成するための新たな方向性を開拓することに責任をもって取り組む。私たちはここに健康都市連合ビジョン (the vision of the Alliance for Healthy Cities) を宣言する。

すべての市民が協調して平和に暮らす都市・コミュニティーの構築を目指す。持続可能な成長と多様性の尊重を実現し、できるだけ高い生活の質と健康を人々が平等に達成できるよう、市民生活のあらゆる場面において健康を増進し保護することに責任をもって取り組んでいく。

ここに私たちの連合の理念と行動を具体化し活動の指針となるべきものとして、

健康都市連合憲章を公布する。

第1条 一般条項 (General Provisions)

第1.1項 連合に係る組織名を「健康都市連合 (Alliance for Healthy Cities)」とする。(以下「連合 (Alliance)」という。)

第1.2項 連合はその理念、目標および目的を共有する都市から構成され、その運営がおこなわれる国においては非政府・非営利団体として登録される。

第1.3項 本憲章は、以下の条項で定義される全ての正会員および準会員に適用される。

第1.4項 本憲章の条項は、会員及び準会員が所在する国が設置・締結する法・国際条約にかわるものではない。

第2条 用語の定義

第2.1項 健康都市 (Healthy Cities)

健康都市とは、継続して都市の物的・社会的環境の改善を行い、人々が互いに助け合い、生活のあらゆる局面で自身の最高の状態を達成するために、都市にある様々な資源を幅広く活用し、さらに発展させていく都市である。

第2.2項 健康促進 (Health Promotion)

健康促進とは人々が自身の健康をコントロールし、自ら健康な状態を達成できるよう促すことである。

第2.3項 ヘルシーセッティング (Healthy Settings)

ヘルシーセッティングとは、社会生活の中で人がまとまって活動する空間が、総体として健康促進を支える物的・社会的環境条件を備えていることを指す。

第2.4項 生活の質 (Quality of life)

生活の質とは、各々の文化的背景・価値観の中における自己の境遇についての理解と定義され、個々人の目標・期待・判断基準・関心事に深く関係するものである。

生活の質は、個々人の肉体的な健康、精神的状態、自立の程度、社会的な関係、個人の信念、環境の特色との関係など、広い諸概念を含んだものである。

第2.5項 都市 (City)

都市とは、都市政府 (city governments)、都市連合政府 (governing units of cities)、地方自治体 (municipalities) 及びそれと同等の組織 (equivalent organizations) を指す。

第3条 連合の目標と目的

第3.1項 目標 (Goal)

健康都市の目標は、ヘルシーシティーアプローチを通じ、持続的な方法により

都市居住者の健康を守り促進し、生活の質を向上させることである。

第3.2項 目的 (Objectives)

第3.2.A項 健康都市の取り組みを強化し、生活の質を向上させるための斬新なプランとプログラムの開発を促し、特定の環境下での健康に関する課題に取り組んでいく。

第3.2.B項 メンバー間で生活の質の向上や健康に関する共通した問題に関する知識や経験を共有する。

第3.2.C項 先進的で特徴ある健康都市の取り組みを表彰する。

第3.2.D項 西太平洋地域とその他の地域にある都市・組織間の連携を図り、健康都市の取り組みが行われるよう、利用可能なすべての資源を配置して活用する。

第3.2.E項 健康都市のあらたな知識・技術を、学術的・学際的な連携により開発していくと同時に健康都市の計画・実行・評価手法を向上させるための技術的手段をまとめていく。

第4条 組織の構成およびその管理

第4.1項 総会 (General Assembly)

総会は、連合の主たる意思決定機構であり、正会員 (Full members) および準会員 (Associate members) からなる。総会は2年ごとに総会により決定された開催地に集まり、理事会 (Steering Committee) により提案された向こう2年間の政策・プログラム・予算および活動内容について承認を行う。

第4.2項 理事会 (Steering Committee)

理事会は総会により選出され、連合における政策立案の役割を担う。理事会は12の正会員と準会員からなり、任期は1期4年、最長2期務めることが可能で、任期終了後2年は再任されない。理事会は、正会員7都市と準会員5団体 (NGO、国際組織、学術団体、民間・ビジネス団体、国の機関) からなるものとする。継続性を担保するため、初代の理事会は、それぞれ6会員からなる2グループで構成する。

理事会員の半数を任期2年、他の半数を任期4年とする。続く2年間の任期においては、2年の任期を終了した半数のグループに代わり、4年の任期をもつグループが選出される。その後は2年ごとに新たな6理事会員が4年の任期をもって選出される。理事会員が任期途中でその役割を担えなくなった場合には、議長都市との協議の上、理事会がその後任を指名する事ができる。

第4.3項 事務局 (Secretariat)

事務局は管理部門を担う組織とし、総会の承認を受け理事会に指名された特定の機関として機能する。事務局は連合の目標・目的達成を支援するために調整・

コミュニケーション・データ管理・助成・資金管理等の業務を行う。また事務局は、法的業務について連合を代表して行うことができる。事務局は管理業務と財務管理に対する説明責任があり、2年ごとに総会に対して財務報告書を提出しなければならない。理事会の推薦と総会の承認により、事務局を他の組織・協会・その他適切と思われる団体等に交替することができ、所在する国において適切な団体として登録する。

第4.4項 活動部会 (Working Committee)

活動部会は連合の正会員および準会員からなり、理事会に推薦され総会の承認を受けた特定のプロジェクト・活動を行うために組織される。部会の条件は必要に応じて作成される。

第4.5項 表彰委員会 (Committee on Awards)

表彰委員会は、理事会の推薦と総会の承認により2年ごとに組織される。表彰委員会は多様性をもつように部門・グループ・地域から選出された8人のメンバーから構成され、健康都市の際立った取り組みに対する評価を行う。

第4.6項 総会の開催・議長都市 (Convenor and Chair City of the General Assembly)

総会の開催・議長都市は、任期2年で、総会により選出される。開催都市は次の総会開催時のホスト都市となり、総会における議長都市となる。

第4.7項 支部 (Chapters)

連合の支部は、理事会に推薦され総会の承認を受けて国ごとに組織され、活動する国で登録される。

第5条 会員規定 (Membership)

第5.1項 都市は下記の手続きを行うことで、連合のメンバーとなる。

a) 会費 (Membership fee) およびその他の支払われるべき費用 (Annual dues) の支払い

b) インフォメーションシートの作成

c) 下記の書類の提出

- 1) ヘルシーシティーの理念に則った書面による政策声明の作成
- 2) 将来のビジョンと目標
- 3) 都市のプロフィールデータ
- 4) 優先的健康課題の分析

これらに加え、下記の書類の提出が望ましい。

- ・ 組織横断的な取り組みを行う仕組み
- ・ コミュニティーの参加を促す仕組み
- ・ 問題解決のためのローカルアクションプラン

- ・ 施策のモニタリング・評価のための指標
- ・ 情報の発信と共有を促すシステム

第5.2項 申し込み手続き

申し込み手続きは2年ごとに事務局により策定され総会にて周知される。すべての正会員および準会員は、理事会により提案され、総会によって承認された調整率によって調整された年間基本会費を支払わなければならない。調整率の分類は、都市の歳入額または理事会により提案された他の指標を基本とする。

第5.3項 準会員の身分

ヘルシーシティーに興味を持つすべての個人・非都市団体が準会員となれる。準会員は議決に関する投票権を除き、正会員と同じ役割を持つ。個人・非都市団体に関するその他の規定については、理事会によって決定され総会の承認を受けるものとする。

第5.4項 会費の支払いが滞った場合、議決に関する投票する権利を含む連合の活動に関する参加が制限される。

第6条 財政管理 (Financial Management)

第6.1項 資金 (Sources of funds)

連合の資金は以下の4つに分類される。

- a) 会費 (Membership fee)
- b) 資金調達及び収入確保のための活動
- c) 他の機関・組織との取り決めによる助成金および財政的支援
- d) 寄付、後援および貢献事業

第6.2項 連合の資金は、本憲章に規定する目標・目的を達成するためのトレーニング、セミナー、ワークショップ、コンサルタント、プロジェクトの運営・実行に使われる。

第6.3項 事務局は、活動を行う国の会計・監査の規則を遵守し、連合の管理業務および資金管理を行う。

第7条 表彰・奨励 (Awards, Recognition, and Incentives for Healthy cities)

第7.1項 表彰

正会員および準会員のヘルシーシティーに関する際立った取り組みについて、2年おきに表彰を行う。

第7.2項 表彰分野

2年ごとに連合の目標・目的に関連した対象分野を決定する。表彰分野および表彰基準は、理事会によって提案され総会の承認を受けるものとする。

第7.3項 プロジェクトの特別奨励

プロジェクトの特別奨励は、メンバー都市の取り組みを持続・発展させるために行われることとする。

第8条 実行規定および最終条項 (Implementation and Final Provisions)

第8.1項 2年間の業務およびファイナンシャルプラン (Biennium Work and Financial Plan)

2年間の業務およびファイナンシャルプランは、理事会によって決定され総会の承認を受けた取り決めに従う。

第8.2項 憲章の修正

憲章の改正は、出席者数が求められる定足数に達した総会の賛成多数によって行われる。

第8.3項 連合の解散

連合の解散は、出席者数が求められる定足数に達した総会の賛成多数により有効となる。

第8.4項 憲章の効力の発生時期

本憲章は連合の設立メンバーの署名をもって効力を発揮する。

第5章 (5) 健康都市連合 (Alliance for Healthy Cities) について

健康都市連合は、WHO西太平洋地域事務所の提案で、その地域の都市と団体が集まって、2003年10月に発足しました。そのメンバーは、地方自治体、中央政府、NGO、民間組織、学術団体、国際機関などからなり、各々の地域の特性に合わせて、人と、人を取り巻く環境の両面から健康を増進する、健康都市の取り組みを実践しています。

健康都市連合は、都市の住民の健康を守り、増進することを目的とした国際的なネットワークです。加盟団体が協力し合い、また健康都市の考え方を最大限有効に活用することが期待されています。加盟団体が、それぞれの知識と経験を共有することで、都市に住む人々の健康を改善するための有効な手段になると考えています。

健康都市連合は、人々の相互交流、情報の交換、研究の展開を促し、また、プログラムを構築する能力を高めることを目的に活動しています。

【健康都市連合会員一覧】

2014年2月末現在

正会員 153 都市	
日本 (28)	千葉県流山市、愛知県北名古屋市など
オーストラリア (8)	ヘルシーシティーズ イラワラ、ローガン市など
カンボジア (1)	プノンペン市
中国 (28)	蘇州市、香港特別行政区、マカオ特別行政区など
韓国 (72)	原州市、ソウル特別市、釜山広域市など
マレーシア (1)	クチン市
モンゴル (4)	ウランバートル市、ダルハン市など
フィリピン (12)	マリキナ市、カローカン市など
ベトナム (1)	フエ市

準会員 45団体	
NGO、NPO (28)	健康都市活動推進機構 (日本)、ヘルシーシティーズ オンカパリング (豪州)、台南健康都市アソシエーション (台湾) など
学術団体 (11)	東京医科歯科大学大学院、福岡大学医学部、ソウル国立大学、香港中文大学など
政府機関 (4)	マレーシア政府健康都市ナショナルコーディネーター、シンガポール政府健康推進審議会など
民間 (2)	GE アセアン、コーポレートデザイン研究所 (日本)

第5章 (6) 健康都市連合日本支部

健康都市連合日本支部は2005年に千葉県市川市を支部長として発足しました。2005年4月の設立当時、4都市であった日本支部会員は、2014年10月末現在では、41都市と3協力会員で構成されるまでになりました。

毎年開催している健康都市連合日本支部総会・大会を通じて日本における健康都市の普及やネットワークの構築に努めるなど積極的に活動しています。

【健康都市連合日本支部会員一覧 41都市・3団体】 2014年10月末現在

正会員 41自治体		※健康都市連合会委員
※千葉県流山市【支部長】		※東京都台東区
※愛知県北名古屋市【副支部長】		※三重県亀山市
※千葉県柏市【副支部長】		※茨城県笠間市
※北海道網走市【監事】		※静岡県浜松市
※千葉県市川市		※愛媛県八幡浜市
※静岡県袋井市		※宮城県涌谷町
※愛知県尾張旭市		※愛媛県西予市
※沖縄県宮古島市		※佐賀県嬉野市
※岐阜県多治見市		※愛知県田原市
群馬県伊勢崎市		※愛知県長久手市
千葉県野田市		※岐阜県美濃加茂市
※千葉県我孫子市		※北海道帯広市
千葉県佐倉市		※新潟県妙高市
埼玉県川口市		※茨城県潮来市
千葉県鎌ヶ谷市		※宮城県加美町
※愛知県名古屋市		※宮城県大崎市
千葉県松戸市		※愛知県あま市
愛知県大府市		※東京都西東京市
千葉県鴨川市		※愛媛県上島町
※兵庫県神戸市		※香川県高松市
※神奈川県大和市		

協力団体 3団体
健康都市活動支援機構
(株)コーポレートデザイン研究所
一般社団法人 MOA インターナショナル

流山市健康都市プログラム（平成27年度～平成31年度版）

平成27年3月発行

編集・発行 流山市健康福祉部社会福祉課健康福祉政策室

〒270-0192

千葉県流山市平和台1丁目1番地の1

電話 04-7150-6079

URL <http://www.city.nagareyama.chiba.jp/>



編集・発行

流山市

〒270-0192 千葉県流山市平和台1-1-1

電話 04-7158-1111 (代)